

平成27年第1回

三重県議会定例会会議録

(2 月 26 日)
(第 5 号)

第5号
2月26日

平成27年第1回

三重県議会定例会会議録

第5号

○平成27年2月26日（木曜日）

議事日程（第5号）

平成27年2月26日（木）午前10時開議

第1 県政に対する質問

[一般質問]

会議に付した事件

日程第1 県政に対する質問

会議に出欠席の議員氏名

出席議員 49名

1	番	下野	幸助
2	番	田中	智也
3	番	藤根	正典
4	番	小島	智子
5	番	彦坂	公之
6	番	栗野	仁博
7	番	石田	成生
8	番	大久保	孝栄
9	番	東	豊
10	番	中西	勇
11	番	濱井	初男

12	番	吉川	新
13	番	津村	衛
14	番	森野	真治
15	番	水谷	正美
16	番	杉本	熊野
17	番	中村	欣一郎
18	番	小野	欽市
19	番	小林	聡
20	番	小林	正人
21	番	小野	英介
22	番	今井	智広
23	番	長田	隆尚
24	番	藤田	宜三
25	番	後藤	健一
26	番	辻	三千宣
27	番	笹井	健司
28	番	稲垣	昭義
29	番	北川	裕之
30	番	館	直人
31	番	服部	富男
32	番	津田	健児
33	番	中嶋	年規
34	番	青木	謙順
35	番	中森	博文
36	番	前野	和美
37	番	水谷	隆
38	番	日沖	正信
39	番	前田	剛志

40	番	舟 橋	裕 幸
41	番	三 谷	哲 央
43	番	中 村	進 一
44	番	岩 田	隆 嘉
45	番	貝 増	吉 郎
46	番	山 本	勝
47	番	永 田	正 巳
48	番	山 本	教 和
49	番	西 場	信 行
50	番	中 川	正 美
(51)	番	欠	員)
(52)	番	欠	員)
(42)	番	欠	番)

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	鳥 井	隆 男
書 記 (事務局次長)	青 木	正 晴
書 記 (議事課長)	米 田	昌 司
書 記 (企画法務課長)	佐々木	俊 之
書 記 (議事課課長補佐兼班長)	西 塔	裕 行
書 記 (議事課主幹)	坂 井	哲 生
書 記 (議事課主査)	藤 堂	恵 生

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	鈴 木	英 敬
副 知 事	石 垣	英 一
副 知 事	植 田	隆
危機管理統括監	渡 邊	信一郎

防災対策部長	稲垣 司
戦略企画部長	竹内 望
総務部長	稲垣 清文
健康福祉部長	北岡 寛之
環境生活部長	高沖 芳寿
地域連携部長	水谷 一秀
農林水産部長	橋爪 彰男
雇用経済部長	廣田 恵子
県土整備部長	土井 英尚
健康福祉部医療対策局長	佐々木 孝治
健康福祉部子ども・家庭局長	西城 昭二
環境生活部廃棄物対策局長	渡辺 将隆
地域連携部スポーツ推進局長	世古 定
地域連携部南部地域活性化局長	森下 幹也
雇用経済部観光・国際局長	加藤 敦央
企業庁長	小林 潔
病院事業庁長	大林 清
会計管理者兼出納局長	中川 弘巳
教育委員会委員長	前田 光久
教育長	山口 千代己
公安委員会委員	田中 彩子
警察本部長	大賀 眞一
代表監査委員	福井 信行
監査委員事務局長	小林 源太郎

人事委員会委員
人事委員会事務局長

竹 川 博 子
速 水 恒 夫

選挙管理委員会委員

川 端 康 成

労働委員会事務局長

前 畷 卓 弥

午前10時0分開議

開 議

○議長（永田正巳） おはようございます。
ただいまから本日の会議を開きます。

諸 報 告

○議長（永田正巳） 日程に入るに先立ち、報告いたします。
例月出納検査報告1件が提出されましたので、お手元に配付いたしました。
以上で報告を終わります。

質 問

○議長（永田正巳） 日程第1、県政に対する質問を行います。
通告がありますので、順次、発言を許します。49番 西場信行議員。
〔49番 西場信行議員登壇・拍手〕

○49番（西場信行） おはようございます。親しく、長く議員活動をともにさせてもらってきました永田議長から御指名をいただきまして大変うれしく、喜びながら一般質問をさせていただきます。よろしくお願ひします。
今日は、水力発電民間譲渡課題、またかと、こういうような、何かちょっとくどくど思われるかわかりませんが、確かにくどいのでございますが、今回またやらせてもらいたいと、こういうことで、鈴木知事はじめ幹部の皆さん、

よろしくお願いをいたします。

水力発電民間譲渡、この4月1日に3回目の譲渡代金を受納して、本県の企業庁によります水力電気事業は終了いたします。今議会の知事提案説明においてですが、この企業庁の水力発電事業の廃止については知事からのコメントはありませんでした。長年、譲渡交渉を行ってきた御苦勞の多かった地域連携部のほうからもこの点について、触れられたという記憶がちょっとないんですが、売却元である県企業庁は議案聴取会庁長説明概要の中で、1行程度ですが、議案第52号で、三重県公営企業の設置等に関する条例のところ、4月1日に民間譲渡が完了することから、RDF事業を主体とする電気事業を継続すると、こういう内容の文章が書かれておるんです。

これに関する予算案は、企業会計の電気事業の資本的収入に73億円が計上されています。長ヶ、宮川第三、三瀬谷、大和谷、青田、各発電所の固定資産売却代金68億3000万円がこの中に入っておると、こういうふう聞いております。一昨年、昨年と合わせて105億円ということで譲渡が完了するということになります。

宮川総合開発計画と称して昭和27年4月に着工して、32年に宮川ダムが竣工し、42年に三瀬谷ダムが竣工して、青木県知事のもとにスタートしたものが、田中覚知事のときに電気局、そして公営企業として発電事業を開始して以来でございますが、電気局を企業庁に改組した後、その後知事をされた田川亮三元知事も企業庁長となり、今日、半世紀にも及ぶその責任が続いてきて、今、小林庁長のもとにその任務が行われ、そして今回の譲渡が進められると、こういうことになります。

戦後の三重県政の最大のプロジェクトとも称されたこの水力発電事業でございますが、いろいろ環境の変化、時代の変化のもとに民営化というものを目指されて、今回、譲渡ということになりました。平成17年、18年ごろ、企業庁において、また、県において、そして議会において、この公営企業のあり方見直しが議論されて、そして、議長のほうからも水力発電について民間譲渡を進めるようにという提言もなされて、これを受けての今回の結論では

ございますが、長い年月がたっております。今日、その民営化の議論というものもかなり変化してきておるのではないかなと、こういうようにも思います。

企業庁、公営事業の民営化につきまして、所期の目的どおり達成されていっておるかどうか、いま一度、この大事な節目のときに問い直してみる、振り返ってみる、そして、今後の見通しを聞いておきたいと、このように思い、電気事業の閉幕に当たり、その総括を企業庁長にお聞きしたいと思いません。

あわせて、宮川上流漁協との間に課題となっておりますアユの放流補償の継続の課題、下流の宮川漁業協同組合から出ております三瀬谷ダム放流水の濁水問題等について、どのように解決を図っているのかもあわせて伺います。

〔小林 潔企業庁長登壇〕

○企業庁長（小林 潔） 2点御質問がございましたので、順次、お答えをさせていただきます。

まず、電気事業民営化取組の総括についてでございます。

若干、議員の御質問と重複するところがありますが、三重県の水力発電事業は、戦後の電力不足とその需要に対応するため、昭和27年に電気事業の許可を受けて、宮川総合開発事業の一環として長ヶ発電所を建設し、その後、宮川第一、宮川第二、宮川第三発電所を順次建設し、昭和33年、34年には県内の電力使用量の約20%の電力を供給するに至りました。

昭和36年に企業庁として事業を引き継ぎまして、順次営業を拡大して、中南勢地域総合開発や、オイルショックを受けた石油代替エネルギー政策のもとで、平成7年に運転を開始いたしました青田発電所を最後に、全部で10発電所を建設、運営をしてまいりました。この10カ所の発電所で約10万戸の一般家庭が年間に使用する電力量を、中部電力株式会社を通して県内に供給しており、産業振興をはじめ、地域の発展に貢献してまいりました。

水力発電事業は、純国産の石油代替エネルギーとして、また、地球温暖化防止のためのクリーンエネルギーとして大きな役割を果たしてきたところで

あり、今後も地球環境への関心の高まりにあわせて、その意義は変わることはないと考えております。

水力発電事業の民間譲渡につきましては、平成18年3月に県議会から知事へ三重県企業庁の民営化に向けた提言があり、これを受けて平成19年2月に知事から示された企業庁のあり方に関する基本的方向におきまして、水力発電は再生可能なクリーンエネルギーであり、一定の公的関与の必要性はあるものの、民間譲渡した場合であっても事業の継続性が期待できることから、民間譲渡が最初の選択肢と判断されたところであります。

また、譲渡条件としましては、適正な譲渡価格に加え、全ての発電所が継続して運営されること、地域貢献の取組が継続されることを基本としながら、総合的な視点で検討を行うこととされました。

このことを受けまして企業庁では、知事が示した基本的方向を実現するため、水力発電事業の民間譲渡を重点的な取組の一つに掲げた長期経営ビジョンを平成19年11月に策定するとともに、あわせて、経営目標の達成に向けた具体的な取組を示した第1次、第2次中期経営計画を策定し、水力発電事業の譲渡を推進してまいりました。

譲渡先につきましては、水力発電やダム管理の技術、運営実績などを考慮し、中部電力株式会社との交渉を進めた結果、平成23年8月に譲渡に係る基本合意を締結し、平成27年4月1日をもって全ての発電所の譲渡が完了することになります。

企業庁としましては、県の譲渡方針決定を受けて、多くの譲渡課題がある中、これまで関係機関と協議を重ね、課題解決に向けて努力をしてきたところでありまして、その結果、全ての水力発電所を譲渡でき、民間主導でクリーンエネルギーである水力発電が譲渡されることになりましたことを、これまで御協力いただきました関係者の皆様方に深く感謝しているところであります。

なお、中部電力株式会社に譲渡した後も、これまで企業庁が行ってきた地域貢献活動もそのまま引き継がれることになります。また、中部電力株式会

社は、民間の電気事業者としての豊富な運用実績、経営ノウハウを持っておられますので、引き続き発電所の安全で安定した運転をされるとともに、地域の振興にも寄与していただけるものと思っております。

次に、宮川上流漁協への補償及び三瀬谷ダム下流域の濁水問題についてお答えをさせていただきます。

宮川上流漁協の稚アユ放流への補償につきましては、三瀬谷ダムの建設により、ダム上流にアユが遡上できなくなったことへの対策として、宮川上流漁協が毎年行う稚アユ放流の経費の一部を企業庁が負担するなどの補償を、昭和42年度から行ってきたところであります。この補償は三瀬谷発電所での発電事業に伴うものであることから、現在の補償を継続することについて譲渡先である中部電力株式会社と調整し、確認書を締結いたしました。一方、宮川上流漁協に対しましては、稚アユ補償の継続に関する県の考え方や漁協が抱いておられた不安を取り除く説明を行ってまいりました。

協定書につきましては、県の関与についての内容の確定に時間を要しましたが、協議を重ねた結果、補償の継続について合意に至りましたので、平成26年12月に、漁協、中部電力株式会社、三重県の3者で協定書の締結を完了したところであります。

また、三瀬谷ダム下流域の濁水問題につきましては、三瀬谷発電所の中部電力株式会社への譲渡における地域貢献課題となっております。現在、宮川漁協、中部電力株式会社及び三重県の3者で一堂に会して協議を行っているところであり、年度末までに解決するべくしっかり取り組んでまいります。

以上でございます。

〔49番 西場信行議員登壇〕

○49番（西場信行） 庁長から丁寧な答弁をいただいたと思います。

年度内に宮川漁協との協議、交渉を進めていきたいという決意が述べられましたので、これ以上申し上げることはないのですが、年度をまたぎますと様相が一変いたしましたして、企業庁の関与できない、しにくい状況になろうかなと、こう思いますので、何としても年度内解決を最大限努力するこ

とを改めて求めておきたいと思います。

宮川上流漁協につきましては、組合側の不安を取り除く説明をしたと、こういうお話でございまして、それは理解できるんですが、不安のもとであった、時代、環境の変化の中で、電気事業者が補償を続けられなくなったときに、県がどのように支援してくれるのかということについて、具体的にどうされるのかということについての説明はなかったと思います。このことについて、しっかり担保できるように、改めて求めておきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

民営化しても発電事業は続けていくことができるという消極的な民営化なんです。もっと、民営化することによってこの流域は、あるいは発電事業はこういうようになるといえるものがあったらいいんですけど。そういう点については今も変わらずかなという思いがいたしましたが、この半世紀以上にも及ぶ長い間、企業庁の先人たちの努力というのは大変なものでございまして、その地域貢献、あるいは三重県の産業振興に尽くしたその努力というのはたたえなくちゃならない。その努力を心から敬意を表して、長年、水力発電に携わりました企業庁関係者、あるいは県関係者の皆さん方の努力に改めて感謝を申し上げておきたいと思います。

この水力発電民間譲渡に関しまして昨年1月に、流域の7市町、伊勢市、多気町、明和町、大台町、玉城町、度会町、大紀町から、知事、企業庁宛てに、民間譲渡に関して要望書が提出されております。大きく3点ありまして、宮川流域地域振興基金の設置、それから、県、市町、利水関係者、発電事業者などによります課題解決のための合同協議機関の設置、それから、ダムの濁水問題に伴う、ダム上流の溪流から直接ダム直下へ放流することについて、1000万トンと言われます流量回復放流の手法について要望が出ております。この3点について、昨年10月に県から文書回答はされておりますが、その後、中部電力株式会社との様々な交渉、協議も進んでおるかと思っております。現時点でのこういった要望に対する取組状況について、御回答を改めて聞きたいと思っております。お願いします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 私のほうからは、要望の3点のうちの、地域振興基金と合同協議会の設置に関する回答内容と、その後の取組状況について御説明したいと思います。

三重県企業庁の水力発電事業につきましては、平成25年4月から中部電力株式会社に段階的に譲渡を開始しており、平成27年4月1日の譲渡完了をもって事業が廃止されることとなります。その後、PCB廃棄物の保管・処理業務、発電所建設時に借り入れた企業債の償還などの残務整理を行うことにより、譲渡対価から譲渡経費を差し引いた譲渡益が確定することになります。

これらの金額についてはこれから確定いたしますけれども、水力発電事業の民間譲渡に当たっては、地域貢献の取組が継続されることを条件としておりますので、そのための費用について検討してまいりたいと考えております。

水力発電事業の民間譲渡後の宮川流域諸課題に対しては、現在、県庁内の関係部局で構成する宮川流域振興調整会議を設置いたしまして、対応することとしております。この会議の要綱にも明示しておりますけれども、この検討に当たっては、内容の必要に応じて、関係市町や利水関係者等との協議の場を設けるなど、十分意見交換をした上で進めることができるという規定が入っておりますので、必要に応じてそういうものを活用した協議を進めてまいりたいと考えております。

〔水谷一秀地域連携部長登壇〕

○地域連携部長（水谷一秀） 私のほうからは、流量回復について御答弁いたします。

宮川の流量回復における当面の目標は、宮川ダム直下毎秒0.5トン、粟生頭首工直下毎秒3トンとなっております。そのうち、粟生頭首工直下毎秒3トンを下回る場合の対応については、昨年6月に宮川における流量回復放流実施要領を定め、当面、6月から9月において、宮川ダムから年間1000万トンを上限として放流をする運用を開始したところでございます。

流量回復の取組では、実施結果を検証した上で、必要な見直しを行うこととしております。さきの知事答弁でもございました庁内の連絡会議、宮川流域振興調整会議を2月12日に開催させていただき、今年度の流量回復の取組検証を行いました。今年度の実施結果の検証においては、4月から5月の期間にかんがい放流を実施している際に、宮川の自流が毎秒3トンを下回る場合があることから、その不足量を流量回復放流として取り扱うこととしたところであります。現在、実施要領の改正について関係者と協議しており、本年4月から運用することとしております。

なお、年間を通して粟生頭首工直下毎秒3トンが確保できない場合につきましては、さらに実績を重ねた上で検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔土井英尚県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（土井英尚）** 私からは、宮川ダムからの放流水の水質確保のために、ダムの上流の溪流から直接ダム直下に放流するとの要望について答弁させていただきます。

平成23年5月の渇水時において、アユなどのへい死が発生するなどの被害が出たとのことから、宮川ダムからの放流水の水質確保の必要性については十分認識しているところでございます。その対策を効果的に実施するにはやはり原因の特定が必要であるということから、調査の箇所や項目、頻度について地元と協議の上、水質調査等を実施してまいりました。

また、平成23年のへい死は、硫化物の発生が原因だと推定されたことから、これまでの河川の水質調査に加え、平成25年度はダム湖の水深別、深さを区別しまして、水質調査や、湖底の底質調査を追加して実施してまいりましたが、へい死につながるような異常は確認できておりません。

また、本年2月までの水質調査結果については、生活環境の保全に関する環境基準の全ての項目を満たしており、また、その後、魚のへい死等も確認されておりません。

引き続き、関係部局と連携し、水質調査を継続するとともに、水生生物の

へい死等が発生した場合には速やかに、環境調査、原因調査などができる体制を確保してまいりたいと考えております。

〔49番 西場信行議員登壇〕

○49番（西場信行） 御答弁ありがとうございます。

県土整備部長にはいつもいつもそのように申し上げるんですが、私、あなたの答弁姿勢は本当にいいと思う。物の言い方も好きだし、御性格も好きですが、答弁内容は全然だめ。私は、水質検査とか湖底調査とか、化学の先生の話の聞いているわけじゃないの。あなたは、県土整備部としてこのハード事業をいかに進めるかという大きな責任を担って、パイプラインをお願いしているんですから、パイプラインの調査をやってもらわなくちゃいけないじゃないですか。アユが死んだら調査をするなんていうことは論外の話で、もう今までに何回かそういうことが起こっておる。放流すれば臭い、黒く濁っているということも住民は知っておるわけ。いい状況のときにそういうのを調べて、水質検査をして、BODがどうだとか言って、そんなことではだめですよ。

この原因は、それは私が特定するわけにはいかないけれども、選択取水塔が上下できないほど水位が低いから水が滞って水質が悪化するんですよ、と思う。ならば、選択取水塔の機能を改善するとか、あるいは、今、地元から出てきておるような上流の溪流とか、あるいはダム湖上流の中で比較的水質のきれいな部分から取水をしてダムの外に放出するようなことをしなければ、先ほど地域連携部長も言った、これから流量回復の水も農業用水以外にも放出しなくちゃならないという中で、宮川上流漁協がその放流は困ると言ってきたときにどうしようもなくなるのは、県土整備部のダム管の職員ですよ。県土整備部のためにも私はこのようにお願いしておるんです。あなたは化学の先生みたいに水質検査をやりますって、そんな話じゃないの。もう一度この問題点をしっかり聞いて、どこにメスを入れたらええのか、しっかり再検討してもらわなくちゃだめです。

知事のほうからは振興基金について、譲渡額の最終額が確定する中で地域

貢献の費用として検討していくという、やや前向きなお話をいただいた。ありがたく聞かせてもらっておきます。

知事、ここで大事なところは、地域貢献の費用という、この地域貢献とは何かというところが曖昧なんです。いつか宮川プロジェクトで、地域貢献という一覧表をつくったことがある。その中にも地域貢献のメニューがあります。しかし、それは、プロジェクト会議において議論した中での地域貢献です。それ以外にも地域貢献の課題というのは、以前にもあったし、そして、この譲渡の話が出てきた後もずっと新しく出てきておる。まさに地域貢献という内容も変化してきておるわけです。だから、時代に応じて、あるいは状況に応じて出てくる地域貢献に対してどう対応していくかという問題があります。

大杉の宮川ダム湖に観光船が走りました。民間の、県、市町だけでなしに自分たちでやろうとする観光船がいよいよ自前の資金で走り出しています。それほど動きも出てきます。しかし、観光船が走ろうにも、堆積した土砂で登山客を迎えに行くに行けない。しかし、これは、今の通常の公共事業でこの土砂を取るだけの状況にないと、こういうようにしたときに、これをどうしていくか。

事業を起こせばお金が要るじゃないですか。いろんな課題が出てきます。これにどうのこうと言うことではありませんけれども、こういった新たないろいろな地域の課題に対して、様々なニーズに対してどのように向き合っていくかといういろんな課題が出てきます。不測の大洪水の状況も出てこようかなと、こういうように思いますので、そういったものに対応できることとして基金の設置をお願いしたいと、こういうように思います。

合同協議機関につきましては、宮川流域振興調整会議、座長石垣副知事、こういうように私は聞かせてもらっていますが、ここで対応していただくということでございますので、ぜひともお願いをいたしたいと、このように思います。

3番目の項目に移らせていただきたいと思います。

これは流域変更方式発電についてでございます、少し説明が要るかなと思いますので時間をかけてしまいますが、『宮川総合開発事業史』（現物を示す）昭和35年に書かれております。昭和22年から30年、8年間知事生活を送られた青木知事の文章が跋文として、宮川総合開発の着想ということでここに書かれておるわけでございます。

その中でいろんなことが書かれていますが、時間がありませんので簡潔に申し上げたいと思いますが、この大計画は、自分自身、青木知事の個人の発明ではなく、専門家たちは誰も、世界有数の多雨地帯であります大台ヶ原を水源とする発電計画を望んでおったと。中部電力株式会社その他においてもそれを好地として着目して調査されてきたはずだと、こういうことでございます。

しかし、中部電力株式会社などの民間会社であれば、ダムにためた水を階段式に下流に向かって落として発電するという方法しか考えられないということで、採算上、十分効果がないということから実現できなかった。そこで、当時の三重県は公営事業として、宮川から流域変更をして、大きな落差を利用して紀伊長島の湾に放流するという、このまれなる発電方式をして、かつ、多目的ダムとしてこれを建設した。多目的というのは、災害防止の治水、そして、農業用水のかんがい供給に資する、そして、吉野熊野国立公園をはじめ、大杉谷の溪谷美を紹介して観光振興をやるというこの三つ、発電を合わせて4本柱でこれを進めた、というように言われておるわけでありませぬ。

宮川流域に降った雨を宮川流域に返さずして、発電に供した後、紀伊長島の湾であります三浦湾、熊野灘へ放流するというこの方式を、流域変更発電方式と、このように、一般的な言葉かどうかわかりませんが、呼ばせたらうと、一般的な方法を階段方式と呼ばせたらうと、こういうようにした場合に、公営企業事業であるがゆえに流域変更をしてこの発電方式を採用することができたという点ですね。このたびの企業庁電気事業の民営化は、民間譲渡により、県営だからでき得た流域変更方式を民間会社に委ねることになるわけでありませぬ。

この点の重要な観点は、階段式の水力発電方式は河川流域に降った雨水をそのまま流域河川に流していくという意味では、いわば自然順応型であります。流域変更という発電方式は、他の河川流域へ排出するということで、反自然的という言葉が適切かどうかわかりませんが、環境を人工的に変えていくというような意味での方式であると、こういうように思っております。

この変更する水量が半端じゃない、大変な量であるということは御案内のとおり、先ほど申し上げましたように世界有数の多雨地帯でありますから、年間4000ミリ以上の雨が降ると言われております。それを受ける宮川ダムの集水面積は120平方キロメートル、1万2000ヘクタールの面積がありますから、単純な計算をしますと4億8000万トンの水量が来ます。そのうち、かんがい農業用水は750万トンをいただく権利がありますし、最近、平成18年からできた維持流量は毎秒0.5トンで、年間1500万トンの維持流量を本流へ流してもらい、この責任はあるんですが、それ以外の3億数千万トンは発電の水としての権利を有することになっておりまして、このことがもう50年にわたって続いておるわけであります。

仮に3億トンとして、3億トンはどれぐらいの量かといいますと、東京ドームが120万トンと言われておりますから、250杯の水が毎年行くと、こういうような計算になりますし、1日少なからず発電すれば、1日に東京ドーム八分目ぐらいの水が紀伊長島へ注いでおると、こういうことにもなってくるわけであります。

そこで、今回、民営化によりまして、このダム湖に流入する天然の水資源、これを、上限もないわけでございますが、上限なく県から民間会社に権限として、現在105億円で譲渡したと、こういう状況に今回なったわけでございます。この流域変更が自然環境や生態系に及ぼす影響が少なからずあるというお話もいたしましたし、それは、本流のみならず三浦湾に対しても同じように環境変化が出てきておるということも事実であります。

こういう中で、なぜこの発電方式が公営に許されたのかというようなことを改めて考えてみますと、それは、それを受けて立つ県の公営企業体、企業

庁が、その定款に県民福祉の向上に資するという定款を持っておるといふことも大変大きな理由になってくるだろうと思います。大渇水などの不測の事態が起こって、河川環境や河川流況に問題が生じ、県民生活に困難な状況が出てきたときには、県行政機関の一員である公営企業体として公のために資する、貢献する立場からの判断で、発電事業のあり方を県民福祉の観点で見直し、そして、問題解決を図ってくれるであろうと、そのためにこの方式が公営事業として認められたのではないかと、これは私がそのように理解をし、確信をするところです。

また、この方式はダムの多目的な公共性とも一体となっておると先ほども申し上げました。治水としての役割、そして、観光としての地域振興の役割、そして、農業生産に資するかんがい用水供給の役割、これとセットになった発電方式でありますので、公共に資する発電ということで、これが認められてきたのではないかと、こういうように思うんですね。

そこで、この流域変更ダムを民間会社にこれからお願いしていくということについての課題になりますが、この方式を受け継いでいただきます発電事業者、中部電力株式会社には、公営企業体と同様の公共に対する貢献や地域振興の協力が欠かせないと、このように思うんです。ただ、民間であり、株式会社ですから、その対応には一定の限界があると、こういうことも理解していかねばならないと、このように思います。

そこで、万一というように断っておきますが、極めて困難な不測の事態が起こったときにどうするか。近年、各地で水不足とか、そして、水資源の枯渇とか、こういうものが問題になっております。このような公の資産でもあります天然資源を最も有効に活用していくということも大変重要なことでもあります。そういう視点から申し上げれば、このような万一の不測の事態が起こってきたときに、県が関与して問題解決を図っていくべきだと、このように考えるんです。この点について、知事の御所見を伺っておきたいと思いません。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 中部電力株式会社に譲渡された後の発生する諸課題、万が一ということも含めて県としての関与をどう考えるかということでした。

まず、中部電力株式会社への譲渡に当たりましては、かんがい放流や稚アユ放流などの地域貢献の取組が継続されることを譲渡条件としており、平成23年8月に、当時の担当部局の政策部と企業庁と中部電力株式会社の3者で取組の継続を確認しております。これはつまり、先ほど議員もおっしゃっていただいたように、万が一ということがないということは基本的にこれで担保していきたいと思っておりますが、さらに、そういう万が一ということもございます。そういう意味では、先ほどの答弁とも少し重複しますが、そういう民間譲渡に伴う宮川流域諸課題については、県で設置しました宮川流域振興調整会議において、先ほど申し上げましたとおり、その規程の中には、地域貢献の課題の継続の検証、その問題があった場合には、その譲渡先や関係市町の皆さんと調整するという規定が入っておりますので、必要に応じてそういうものを活用する中で対応していくということであると考えております。

〔49番 西場信行議員登壇〕

○49番（西場信行） 答弁ありがとうございました。

知事からは、こういった不測の事態が起こったときに宮川流域振興調整会議のほうで対応していくという御回答を得ました。そこで、宮川流域振興調整会議の座長を務める石垣副知事にやっぱり少しいろいろとお話も伺いたいと、このように思うわけであります。

この調整会議というのは、早くからそういうのがつくられておる、つくるといってお話は聞いておったんですが、先ほど水谷部長のお話だと、ついこの間開催したばかりと、こういうようなお話でございまして、この問題はずっと長らくあるのにかかわらず、この調整会議がごく最近に開かれたということについて、ちょっと奇異な、不思議な感じもするんですが、それでも開催されたということでございますので、先ほどの知事の御答弁も踏まえて、こ

の調整会議が所管していく課題、対象項目、座長としての石垣副知事の御決意を伺いたいと思います。

○副知事（石垣英一） 宮川流域振興調整会議は座長を私が務めさせていただいております。これは知事からも答弁が何度もあったわけでありませけれども、水力発電業務を民間へ譲渡するという点について、一つは、やっぱり地域に根差した事業として継続していくということと、もう一つは、地域貢献の取組が継続されていくということについて、必要があって設置をしたものであります。

主に三つの視点で調整会議を動かしていきたいと思っています。一つは、宮川の流量回復について、取組の成果を検証し、調整をするということが一つです。二つ目は、地域貢献、これは今の項目では14項目ありますけれども、地域貢献の取組が継続されているかどうかを検証する、そして、継続されていない場合には、譲渡先や関係市町等と対応について調整をしていくということ、これが二つ目。三つ目は、水力発電事業の民間譲渡に伴う宮川流域諸課題について、先ほど不測の事態という話もあったわけでありませけれども、譲渡先や関係市町等と連携し、調整を図っていくという、この三つの視点でこの調整会議を運営していきたいと思っております。

〔49番 西場信行議員登壇〕

○49番（西場信行） 御答弁によりますと、流量回復、地域貢献、それから、民間譲渡に伴う諸課題についてやっていくということでございます。

流量回復は大きな課題です。当然これを主にしてやっていただきたいんですが、地域貢献の話は、先ほども私、少しお話ししたんですが、14項目に限らない地域の課題があるわけです。いつもこの話をして、地域貢献、頑張りますと、こう言うから、地域貢献してなど私も期待するんですが、県の職員の人たちは14項目に絞ってこれをやっておるんです。そうじゃないでしょう。14項目というのは、プロジェクト会議の中でいろいろ議論の末にたどり着いた一定の項目にすぎないんですよ。でありますので、この14項目を今後拡大していただくか、これに固執するのであれば、3番目に言われた民間譲渡に

伴います諸課題の中に入れてもらってこれをやってもらうか、そうしないと、そういう限定されたものではおかしくなると思うんですが、この点の融通の範囲についてもう一度お答えいただきたい。

○副知事（石垣英一） 地域貢献課題、今、平成23年において調印をした部分については、当然、引き続き検証していきたいと思っておりますけれども、ただ、万が一ですよ、例えば民間譲渡した後で、当初、想像できないようないろんな事態が出てくるとか、そう予測されるという場合については、地元の市町、あるいは関係者皆さん方が、これはやっぱり何としても県と中部電力株式会社と地元が協議せないかんという話になれば、それについては取り上げることは当然だと思っておりますけれども、あくまで地元の市町から、これについてはやっぱりさらに協議をせないかんという部分についてであれば、この調整会議の中で検討することになると思います。

〔49番 西場信行議員登壇〕

○49番（西場信行） ありがとうございます。

全てというわけにはいかんけれども、県、市町、そして、発電事業者や利水関係者等、合同で協議しなくちゃならないような大きなテーマになったときはこの調整会議でやると、こういう御回答をいただいたものとして理解をしていきたいと思えます。

それでは、この1番目を終わらしまして、地方創生対策のほうに入らせてもらいたいと思えます。

これは一応、原稿はあるんですが、読めない、字が。読みにくいので、どうなっていくかわかりませんが、頑張ります。

地方創生に向けた政策づくりですが、日本経済新聞に、時間がないのでもっと簡単に申し上げますと、今回の地方創生はかなり性急な対応が国のほうから求められておりまして、今回の先行型補正などは特に早く結論を得ることを求められて、我々も議会として十分な審議議論できる場や時間もないままに、その本筋の必要性を感じて可決させてもらったというようなことではありますけれども、今まで地域振興策は様々な形でやってきた。しかし、

その効果というものは、現状を見てみればわかるように、決してその地域にとっていいものじゃないと。であるならば、今回新しく出てきた地方創生というものは、従来にない新たな取組であるべきだと、こういうように思っております。

そういったことについて、たびたび、今議会でもいろいろ、意見、要望も出ておるところでございますが、平成27年度に地方版の総合戦略をつくるに際してのその辺の配慮、各地域の特色、あるいは効果ある対策をどう盛り込んでいくかということにつきまして、いま一度、県としての方針、取組をお聞きいたしたいと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 地方創生に関する取組について御答弁申し上げます。

まず、今回の地方創生の仕組みの、主なこれまでの仕組みとの違いを少し申し上げますと、今から申し上げるようなことがフルセットであるということなんですが、まず、一つは、まち・ひと・しごと創生法という根本となる法律が制定されているということが一つと、国、全都道府県及び全市町村で人口ビジョンと総合戦略を策定すると、これは初めてだと思いますが、そういう仕組みになっているということと、三つ目は、国で50年後の人口目標を設定した上で、人口ということを切り口に人の流れをつくって、地域の実情に合った戦略を、知恵を出しなさいという仕組みになっているということと、四つ目は、PDC Aを回す仕組みのためにK P I という成果指標をコミットさせるという仕組みになっていることと、それをコミットした上で自由度の高い交付金が出ているということが、今までの仕組みとの関係では一つの特徴や違いになっていると思います。

一方で、先ほど西場議員から御指摘のあった2月4日付の日本経済新聞の「経済教室」における片山元鳥取県知事の御指摘のような、過去の対策の検証なく失敗を繰り返してはいけないよということや、国の率先垂範の姿勢、例えば権限移譲とか、そういうのが大事だよということについては、私も一定、同感するところがありますので、そういう懸念が現実にならないように

しっかり取り組んでいただくことを期待したいというふうに思っております。

それから、性急にという点については、その是非について、私は両面あると思っております。行政は期限を区切ったほうが確実に対応をするし、競争はあってもいいけれども、取り組むところとそうでないところで過度な格差が生まれるということがあってはよくないので、こういう形で一斉に、なるべく多くの自治体がスピード感を持って取り組むという仕組みには一定の意味があるというふうに思いますが、それは、ともすれば中身の深さに欠けるといふ面が出る可能性も否めないということにおいては、性急なというか、時期についてはやや両面あるのかなというふうには思っています。いずれにしても大事なことは、しっかりとともかくやると、政策の新味がどうこうということよりも、その執行力で効果もしっかり上げていくと、危機感を共有してしっかりとやるということが大事であるというように考えておりますし、地域の特色、課題ということについては、議員御指摘のとおりしっかり、三重県ならではの、三重県の特色を踏まえた形でやっていきたいと思っておりますが、やはり、一方で、これまでも答弁しておりますが、市町においてもしっかり取り組んでいただくことになっておりますので、地域に存在する個々具体的な地域資源を活用した処方箋については基礎自治体においてもしっかり中心となって取り組んでいただくことが期待されるというふうに思っております。いずれにしましても県としては、県内市町としっかり連携をして、地域の実情に応じた効果的な三重県らしい戦略をつくる、そういうことで取り組んでいきたいというふうに思っております。

〔49番 西場信行議員登壇〕

○49番（西場信行） ありがとうございます。

全国的な取組、あるいは人口ビジョンとも連動してと、今までにない取組についての御説明をいただきましたし、また、地域の実情等も勘案して、知事がよく言う現場力といいますか、そういうものを大事にしながら、先日は現実的理想主義というのでも聞かせてもらいましたが、そういう意味においてこの地方創生に取り組むということでございますので、ぜひ今年の地方版計

面にその内容を生かしてもらうことをお願いしておきたいと思います。

少し、時間がないので簡潔に個別のことをお聞きしたいと思いますが、一つは、多気町周辺で今、地域振興の大きなプロジェクトが動いておりまして、アクアイグニス多気という計画が、今、持ち上がっております。これは、以前にも本会議のほうで少し内容が出たことがありますけれども、集客力は400万人とも500万人とも言われ、また、雇用の場も1000人とも1500人とも言われるような大きな取組、ただ、具体的な計画はまだ公表はされておられませんけれども、そうやってきたときに、今の高速道路からのスマートインターチェンジ、直乗り入れの課題とか、さらには、県道からの入り込みのアクセスバイパスの整備というものがあります。

これが4年後に開園ということになりますと、平成30年開園ということでの計画が進むとなりますとどう考えても、その道路整備、とりわけ県道整備において、仮に500メートルぐらいをということになってきましても何億円も10億円もかかるという中で、既存の県土整備部の道路改良交付金でこれに対応するには10年も15年もかかってしまうというような代物のときに、これに対応していくのに従来型でないものをいかざるを得ないんですが、私はこの地方創生において、ソフト事業であってハードには使いにくいという話を聞きます。

しかし、それは、地域の事情、あるいはプロジェクトの内容によってそれぞれ特例があってしかるべきだろうと。まだ今回の補正の中にも、全国総額で300億円のお金もあります。今後、三重県としての具体的な地域の要望を聞く中で、そういうものに活用できるような方策を国のほうへ制度要求していつていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

あわせて、もう一つお伺いします。

G8の今回の地方創生に向けての1億円予算も盛り込んでいただきました。これは、従来にない、三重県としての大きな取組になろうかなと、こういうように思っております。三重県の魅力を発信していく上で大変重要なことでありますので、ぜひともこれの実現に向けて県民挙げて総力で取り組んで、

その実現を見たいと、こういうように思うんですが、その計画書の概要を読ませてもらいますと、一つは伊勢神宮というものにまつわる日本の精神文化というものを発信してもらっております。それは共生であり、そして、共存の価値観といいますか、そういうものを、日本の文化、そして、それが集約されておる伊勢の文化を発信していこうということで、今、紛争やテロが起こる世界の情勢の中で、この地が大変意義のある開催地になるんだろうと、こういうように思っております。

もう一つは、女性のエンパワーメントについての書きぶりもございまして、国連やG8においても女性の活躍を今後推進していくための取組、議論が行われておるという意味において、この三重県には齋宮がございまして。それから、国史跡齋宮跡や、また、海女の文化、また、そして、吉田沙保里さんをはじめとする女性の活躍もあります。こういうものをひとつ売り出していって、三重県の新たな文化の発信、地域の振興につなげていただきたいと、こういうことを願っております。

そういう中で、あと、その結論が近くなってきたんですけども、やはり県民挙げてやっていただくために、私は一つの形として、今日は議長をはじめ各議員の方々がおみえでございますので、三重県議会としてもサミット誘致の決意を進めていくことが大変重要な時期に来ておるのではないかなと、こういう要望もさせてもらいたいと思います。

あと1分になりましたが、少し回答をいただければお願いをいたします。

○戦略企画部長（竹内 望） 国からの地方創生に関する交付金なんですけれども、御指摘がありましたように1700億円全国であって、300億円の分が追加という形になっておりますけれども、先行型の交付金については基本的に、議員からお話がありましたように、ハード事業については対象外というふうになっておりまして、移住なり、そういう政策を達成するためのソフトを中心に交付金の対象とするというふうになっておりますので、なかなか道路等については難しいのかなというふうに思っております。

○雇用経済部長（廣田恵子） G8サミットというのは、3000人にも及ぶ世界

のメディアの関係者が集結することが想定されております。伊勢志摩地域だけではなく、全県挙げての対応が必要だと考えております。それで、三重県にごぞいます女性の活躍する地ということも含めまして、日本を代表する歴史、文化、自然、食、産業というような様々な資源を世界に発信していきたいというふうに考えております。とにかく、日本の縮図としての三重県を全世界に伝えていきたいと、このように考えております。

〔49番 西場信行議員登壇〕

○49番（西場信行） ありがとうございます。

少し議論も続けたいんですが時間が来ましたので終わらせてもらいますが、戦略企画部長の言われましたハード事業についての取組は、ハード事業は難しいとは言われておりますが、それが不可能という要領にはなっていないと私は理解しております、何とかこれから、全国からもいろいろな声があるかと思しますので、それに向けて努力を続けていただくことを重ねてお願い申し上げます、私の質問を以上で終わらせてもらいます。ありがとうございます。（拍手）

○議長（永田正巳） 38番 日沖正信議員。

〔38番 日沖正信議員登壇・拍手〕

○38番（日沖正信） 改めまして、おはようございます。いなべ市・員弁郡選出の新政みえの日沖正信でございます。今回、一般質問の機会をいただきました。頑張ってやってまいりますので、よろしく願いいたしたいというふうに思います。

2月ももう終わりに差しかかってまいりまして、いよいよ梅の花がきれいな時期になってこようかと思います。私も、いなべのほうでは藤原の梅林公園が大変有名になってきておりまして、先日も新聞に出ておりましたけれども、池坊の未来にのこしたい日本の花風景100選に伊勢の宮川堤の桜とともに選ばれたということで、地元の者として大変名誉でうれしいなど思わせていただいております。さらに、今年5月19日には、その梅林公園周辺のコースがほとんど県道になるんですけれども、国際的な自転車ロードレースのツ

アー・オブ・ジャパンのいなベステージが開催される予定になっておりまして、また、さらににぎやかになってまいりまして、大変多くの方々が集まることを楽しみにさせていただいております。聞くところによりますと、知事もパレードか何かでお越しいただけるのではないかとというようなことも漏れ聞こえさせていただいております。その前にクリアをしていただくことがございますので、確かな結果を持って5月に参加をいただけるように御激励を申し上げたいというふうに思います。どうかお越しいただくのを楽しみにしておりますので、よろしくお願いいたしたいというふうに思います。

また、今、私たちが4月を目前に節目を控えまして、先輩、同僚の議員の皆様方も大変お疲れの時期というふうに思います。私のこれからの1時間、どうかごゆるりとリラックスもしていただきながらおつき合いをいただければなというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、質問を進めていきたいと思っておりますけれども、まずは戦後70周年記念事業についてということでお聞きをさせていただきます。

太平洋戦争が終結しましてから、早いもので70年となりました。アメリカを中心とする連合国軍と熾烈をきわめた戦いが行われたさきの大戦においては、民間人も含めて多くの命が犠牲となりました。日中戦争の犠牲者も含めた数字では、軍人、軍属など230万人、戦闘に巻き込まれた方々や内地での空襲による犠牲者など民間人が80万人、合わせて310万人もの邦人が亡くなられたと言われております。また、第二次世界大戦における世界での犠牲者は5000万人から8000万人とも言われておりまして、さきの大戦ははかり知れない多くの命を犠牲にした戦争でございました。命の重さが数量ではかられるような余りの数の多さです。

が、しかし、そこには一人ひとりのかけがえのない命があり、そして、その犠牲者の数だけ、耐えがたい悲しみに暮れる妻や子、親や兄弟などの姿があったはずであります。私どもの家におきましても、実は父の一番上の兄が昭和19年10月に海軍で戦死しておりますけれども、当時は恐らくほとんどの、

どこのおうちにおかれましても、縁者の誰かは戦死されておられるような、そんな時代ではなかったでしょうか。

我が国はその悲しい教訓から、二度と自らの戦争はしないことを憲法のもとに誓い、平和な国づくりに努められてきており、先輩諸氏の努力のおかげで今の私たちはありがたい平和の恩恵を受けて、安心して幸福な社会に暮らさせていただいております。

しかし、その一方で、戦後、余りにも長い年月が経過し、世代も移り変わっていく中で、あの悲惨な戦争をした事実がどんどん遠い昔となってまいりまして、平和の尊さ、ありがたさを思う意識もだんだんと薄れていくことが懸念されます。戦後70年、70歳の方でも戦争を知らない世代という時代になり、日本における戦争の記憶というものは本当に遠いものとなってまいりました。さきの大戦で兵士として実際に戦争に参加された方々や、戦没者の妻の方々は今や相当少なくなりましたし、父親を亡くされた遺児の方々でも今や御高齢となってきておられます。

ここで資料の映像を少し見ていただきたいんですけども、（パネルを示す）ちょっと字が小さいですけども、御関係の団体、三重県遺族会とか、戦争で負傷されたり病気になるれたりということの三重県傷痍軍人会、また、実際に兵隊に行っておられて恩給をもらっておられる三重県軍恩連盟、そういう団体の今の状況というものを地域福祉課で調べていただきましたけれども、2番目の三重県傷痍軍人会は平成21年3月に、もう既に解散されておられます。もちろん御高齢だからということでございます。日本傷痍軍人会も平成25年11月に解散されておられます。

また、三重県軍恩連盟も平成23年12月に解散されておられます。また、軍恩連盟全国協議会のほうも平成23年12月に解散されておられます。

そして、三重県遺族会の方々も、映像を見ていただくように、年々少なくなってきておられまして、平成27年、戦後70年では2万595人の方が会員ということでございまして、どんどん減ってきております。中でも、今や、戦没者の父母の方はもう全くおられない、そして、また、戦没者の妻という立

場の方々も約1400人になってきておられるということで、本当にそのように、身をもって戦争を知る世代の方々が御高齢になってきておられるようなことでございます。

そんな中で、代表質問で我が会派の北川議員、そして、議案質疑で中村進一議員が口をそろえて述べられましたように、10年ごとの節目の事業において戦争の体験を語っていただき、それを記録していくというようなこととなりますと、この70周年が最後の節目になることも考えられますことから、来年度の記念事業は、戦争の悲惨な現実や平和の尊さをしっかりと次世代へ伝えていくために、これまでも増して重大な年の事業でありまして、70年の節目にふさわしく、将来に向けて意義のあるものになることを願うものでございます。この事業は、予算の額においては726万円という規模の小さい事業ではありますが、私は来年度事業の中で最も大事な事業の一つであると思っております、丁寧に、慎重に取り組んでいただき、確実な成果を残していただけるように期待をいたしておるところでございます。

そのような思いから、今回の記念事業を取り上げまして、何点かお聞きさせていただきますけれども、まず、この70周年記念事業は、戦争の実態、悲惨さの理解を通じて、未来を担う若い世代をはじめとする多くの県民の皆さんに平和の尊さと大切さを考えていただく機会として、そして、また、それを次世代へ引き継ぐために実施されようとしておられます。知事は過去の歴史の事実を振り返るときに、戦争というものをどういうものと捉えておられるか、また、平和が受け継がれていくために、子や孫の世代にどのような思いを伝えていきたいと思われるか、お伺いしたいというふうに思います。

知事は年齢が大変お若い方でございますので、戦争の時代から相当離れた世代でございます。そのような世代ならではの捉え方とか感じ方もあるのかしれません。そういうものも含めながら一度お聞かせいただけるならばありがたいというふうに思わせていただきます。

次に、この記念事業における戦争体験者の貴重な体験談などを記録して保存するアーカイブ事業について伺いたいと思っておりますけれども、体験談につい

では何人かの語り部の方々に御協力をいただくように考えておられるようですが、戦争においてはいろんな立場の方々がそれぞれに御苦労された経験があるはずでございまして、例えば実際の戦場での体験のお話、シベリアで戦後も抑留されておられた方々のお話、また、空襲の体験とか、少年兵としてまだ若い年齢で戦争に参加されたような方々もございまして。様々な立場からの体験を聞き取っていただくようお願いをいたしたいと思いますが、いかにかお答えいただきたいというふうに思います。

また、今回作成されるものが一過性に終わるのではなく、後世に末永く引き継がれる貴重な資料として、いつでも誰でも触れることができ、後々にわたって生きた活用がなされていくように考えていただきたいと願っていますが、どのように取り組まれるかお聞かせいただきたいというふうに思います。

なお、これまでの50周年、60周年の記念事業において残されてきたものはどのように活用されてきているのかもあわせて、ここでお聞きいたしたいというふうに思います。

以上、よろしく願いいたします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 今回の70周年事業に当たってどのような思いを伝えていきたいと考えているかということでございます。

私は、平和というのは、戦争や社会的な混乱などがなく、社会の秩序が穏やかに保たれているというような状況であり、三重県が掲げる幸福実感日本一の三重を実現するための大前提であると、これまでも申し上げてきております。

さきの大戦では、三重県においても死傷者6500名を超える方々が被害に遭われるという大変悲惨な実態がありました。このような戦争の悲惨な実態とその教訓を風化させることなく、平和の尊さを次世代に語り継いでいくことが、今を生きる我々の使命ではないかと考えているところです。戦後70周年という節目に当たり、そのような思いを持ち、記念事業に取り組んでまいります。

そして、今、議員から世代ならではということがありましたけれども、私自身は、今40歳ですので、非常に年が離れているということではありますが、我々の世代の今の特徴として、やはり子育て世代であるということなので、まず、私たちが子どもたちと一緒に学んでいくという姿勢が大事であるということ。そして、僕らも離れているけれども、さらに私たちの子どもだともっと離れてしまうから、今の子どもたちにしっかり伝えなければならない使命があるという意味での子育て世代としての重要な使命があるかなというふうに思っているのと、私個人的には、8月15日が誕生日でありますので、これまでも申し上げておりますけれども、自分の誕生日には毎年そういう悲惨な映像がテレビに流れてきているということに強い思いも持っておりますので、そういう部分についてもしっかりと伝えていけるような形で取り組んでまいりたいと思います。

〔竹内 望戦略企画部長登壇〕

○戦略企画部長（竹内 望） 戦後70周年の記念事業の中でアーカイブの事業について何点か御質問をいただきましたので、御答弁させていただきます。

まず、過去の記念事業の関係なんですけれども、戦後50周年の記念事業では、広く県民の方から募集いたしました体験文、これを『21世紀への伝言111人三重の語り部たち』として発刊をいたしまして、市町図書館のほか、若い世代の方々にも読んでいただけるように県内の学校にも配付をしたところでございます。

それから、60周年の記念事業では、50周年事業で発刊をいたしました体験文集の中で10編を選択いたしましたしてCDを作成し、県内の図書館に配付するとともに、戦争資料に関します展示パネルを作成いたしましたして、平和に関するパネル展の開催などに活用をいたしております。また、CDとパネルについては市町への貸し出し等々の活用もいたしております。

それで、今度の70周年記念事業のアーカイブなんですけれども、戦争体験者の証言などを記録した映像を残すというふうにしております。実施に当たりましては、議員のほうから御提言がありましたけれども、例えば戦地に赴

かれた方、空襲による被害を受けられた方、それから、戦争により肉親を失われた方、戦後の耐乏生活を経験された方など、様々な立場の方々を対象にインタビューを行って証言を残していきたいというふうに考えております。

この映像の活用なんですけれども、県のホームページへの掲載、あるいは、市町図書館、学校へのDVDの配付や貸し出しなどによりまして、より多くの方々にごらんをいただいで広く活用していくようにしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

[38番 日沖正信議員登壇]

○38番（日沖正信） どうも丁寧に御答弁をいただきまして、本当にありがとうございました。

知事からは、人としての純粋な思いの一端も含めて丁寧に答えいただきまして、本当にありがとうございました。8月15日がお誕生日ということで、平和の申し子とでも言うべき方でございます。どうか県民の幸せと平和を守るリーダーとしての立場とももちろんあわせて、先ほど知事が御自身でおっしゃいましたけれども、世代ならではの、子育て世代という、やっぱり自分たちの子どもの将来、これを見据えながらの思いというもの、これをぜひ大切にリーダーとしてお願いしたいというふうに思います。

また、記念事業の場ではしかるべき場で知事がしっかりと語られる場面もあるんだというふうに思いますけれども、ぜひ、そういうこれからの子を持つ親としての思いも含めて県民に伝えていっていただきたいというふうに思います。

それと、アーカイブ事業を含め幾つかの事業を行っていただくわけでございますけれども、ここで改めての再質問はいたしません、どうか本当に、70年といたしますと御関係の方々も御高齢でございます。なかなか80周年となるとどこまで何ができるかということがあるかと思しますので、この70周年を大切にさせていただきたいというふうに思います。

それと、私、この質問を今回取り上げさせていただいた思いというものを

少し述べさせていただきたいんですけども、このごろ、もちろん国会でのやりとりをここへ持ち込むつもりなど毛頭ございませんけれども、しかしながら、やはり今の国のほうの安全保障政策の中でいろんなことが起こってきております。特定秘密保護法の成立から武器輸出三原則の緩和、そして、集団的自衛権の行使容認、政府開発援助による他国軍支援の容認、そして、最近では、戦前、戦中の軍の暴走の反省からできたはずの文官統制の既定の廃止という議論まで出てきておるような状況でございます、これの賛否を力説するつもりもございませんけれども、しかしながら、やはり今までとは違って、明らかに戦争ができて得ることになるかもしれないという方向に行っておることは、確かだというふうに思います。この国の政がどのような方向に進むにせよ、戦争によって幾多の方々が犠牲になられたわけでございますので、その犠牲者の方々の授けてくださった尊い教訓というものは決して、いかなるうとも忘れてはならないと思ひまして、あえてこの事業を質問に取り上げさせていただきました。戦没者の方々をしのんで、恒久の平和を願ひながら、この質問はこれで終わらせていただきたいというふうに思います。

それでは、次の質問に行かせていただきたいと思ひますけれども、「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」についてということで質問をさせていただきます。

少子化対策につきましては、平成26年度に引き続いて27年度においても重点テーマと位置づけられ、三重県経営方針（最終案）（暫定版）にも明記されておられるところでありまして、27年度においては、さらに、中期的な計画として「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」を策定され、今後5年間に集中的に取り組む14の施策を重点的な取組として位置づけるとともに、少子化対策のこれまでの取組をより一層加速させるとされておられます。

今さら改めて申し上げるまでもないことですが、少子化が社会全体の様々な局面においてははかり知れない大きな影響を与えることは間違いなくことでありまして、私たちは、将来世代のためによりよい社会を築いていくためには、この問題を深刻に捉えてしっかりと向き合い、強い意思のもとに

諦めずに粘り強く取り組んでいかなければなりません。今後さらに取組が進んでいく中で、ぜひ少しずつでも県民が実感できる成果を期待したいところでございます。

今後さらに取組が進んでまいります中でぜひ効果を上げていただきたい、こういうふうな思いの中から幾つか聞かせていただきたいというふうに思います。まず、1点目は、平成26年度においては、三重県地域少子化対策強化計画を策定しまして、「みえ出逢いたい・産みたい・育てたいスイッチ」をキャッチフレーズに、ライフステージごとの切れ目のない支援を行ってこられていますけれども、今年度の成果として挙げられることはどのようなことがあるのか、また、新年度からの計画は、平成26年度の三重県地域少子化対策強化計画を基本的には踏襲し、それをさらに充実させたものと見させていただいておりますけれども、26年度の事業の成果や検証を、27年度からの新たな計画にどのように反映されておられるのか、お聞かせをいただきたいというふうに思います。

また、次に、県の合計特殊出生率を、おおむね10年後を目途に1.8%台に引き上げるという総合目標に関してでございますけれども、出生率を目標値に置くことは産めよ増やせよの機運を助長しかねないというデリケートなところもあり、知事としても目標を据えるに当たってはいろんな意見を聞かれながら慎重に検討されてこられたようでございますけれども、結果、出生率を目標に掲げることになったのはどういうお考えに至ったのか、その辺の思いを改めてお聞かせ願いたいというふうに思います。

また、10年後の出生率が1.8%台になることを目指した10年後の社会というものはどのようなになっている社会なのか、その社会像につきましてもお答えをいただきたいというふうに思います。

また、さらに、スマイルプランにおける若者の雇用対策について伺いますけれども、少子化対策を進める上で、それぞれのライフステージでの取組がありますけれども、特に就職と結婚のステージがキーになると考えておりますので、若者の経済的な不安の要因を解消するために、若者の雇用対策を進

めることが重要であると思います。中でも非正規雇用から正規雇用への対策が特に課題となっているところでありまして、改めてこの課題をどう認識し、今後子どもスマイルプランにおいてどのように進めていこうとされておられるのか、お聞かせをいただきたいというふうに思います。

以上、三つほどのポイントがございましたけれども、よろしく願いいたします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 私のほうからは子どもスマイルプランの総合目標の設定について答弁したいと思いますが、10年後の社会像ということもありましたが、その総合目標の設定に当たって目指すべき社会像の議論もいたしましたので、それも含めて答弁させていただきたいと思います。

県では引き続き少子化対策を重点テーマとし、これまでの取組をより一層加速させるため、少子化対策推進県民会議における御議論を踏まえ、来年度から5年間の計画である「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」の最終案を策定しました。

県民会議の計画策定部会では、先ほども申し上げた総合目標の設定の前に、まず、おおむね10年後の目指すべき社会像について、もちろんこれは少子化や子育ての関係ということでもありますけれども、それについて検討が行われまして、「結婚・妊娠・子育てなどの希望がかない、すべての子どもが豊かに育つことができる三重」とされました。また、この目指すべき社会像は、結婚を希望する人が結婚したいときに結婚でき、子どもを産みたい人が産みたいときに安心して子どもを産み育てることができ、全ての子どもが、障がいの有無や生まれ育った家庭環境にかかわらず、豊かに育つことができる環境整備が進んでいる状況をあらわすものとされています。

また、目指すべき社会像の実現に向けては、県はもとより、子育て、医療、教育等の関係機関や団体、企業、市町等の協力を得ながら取組を進めることが必要とされました。

さらに、取組を進める上での前提や約束事となる計画推進の原則を定める

ことが必要とされ、子どもの最善の利益を尊重する、家族形成は当事者の判断が最優先される、人や企業、地域社会の意識を変える、家族の特性に応じてきめ細かに支援する、子どもの育ち、子育て家庭を地域社会で支えるの五つが設定されました。

このように、数値目標の前に、まず、みんなが共有するべき原則というものを議論させていただきました。その上で、目標につきましても、目指すべき社会像や計画推進の原則を踏まえ、設定の必要性を含め、時間をかけてしっかりと御議論いただきました。

部会では、合計特殊出生率や出生数などに関する数値目標を設定することについては、女性へのプレッシャーになるおそれがあるといった慎重な御意見も出ました。しかし、少子化対策は長期にわたり計画的に進める必要があることから、PDCAサイクルを回し、取組の進捗状況や達成度合いを見える化する必要があること、適切な事業を実施していくためにも、少子化対策に必要な予算を確保していく必要があること、既に多くの道府県で数値目標を設定していることなどから、あくまで行政が目指すべきものとしての数値目標ということを大前提としてではございますけれども、そういうものを掲げていく必要があるということで、委員の皆さんの意見が一致しました。

また、計画全体を包含する総合目標については、目指すべき社会像を踏まえて二つの総合目標を設定することとされました。このうち、結婚、妊娠、子育てなどの希望がかなうに着目した目標については、県の合計特殊出生率を、おおむね10年後をめどに、県民の皆さんの結婚や出産の希望がかなう水準である1.8台まで引き上げるとしたところです。希望がかなうとは、結婚をしたい人が結婚でき、子どもを産みたい人が理想の数の子どもを持つことができることであり、みえ県民意識調査により把握した、結婚を希望する未婚の方の割合や理想の子どもの数などにより試算した結果をもとに目標値を算出しております。

この総合目標には、出会いたい、産みたい、育てたいの希望がかなわない、子どもたちの笑顔や子育ての喜びあふれる地域社会づくりを目指して取り組ん

でいくという行政としての思いを込めています。結婚や妊娠、出産などについては個人の考え方や価値観が尊重されることが大前提であり、先ほどの家族形成は当事者の判断が最優先されるという計画推進の原則も十分に踏まえた上で、目指すべき社会像の実現に向けてしっかりと取り組んでまいりたいと考えておるところであります。

〔廣田恵子雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（廣田恵子） 私のほうからは、若者の雇用対策について御答弁をいたします。

第3回みえ県民意識調査結果では、20歳代から40歳代の未婚者のうち、男女とも世帯の年収が増えるほど、いずれ結婚するつもりと答えた方の割合が高くなっており、経済的な基盤と結婚の関係が浮き彫りになっております。

このように、結婚するためには安定的な収入を得ることが一つの要因であるにもかかわらず、国の調査によりますと、25歳から34歳の若者の非正規雇用、全国の数字でございますが、平成15年度が21.5%、平成20年度が25.6%、平成25年度は27.4%と増加傾向にあります。

このため県では、三重労働局等と連携し、アスト津におしごと広場みえを設置し、若者の正規雇用に向け、相談業務や模擬面接などの就労支援を行っているところです。

本年度は、若者の正規雇用を目指して、就職先が未定のまま大学を卒業した若者をはじめとした若年求職者を対象に、座学と企業実習を組み合わせた約4カ月の研修を実施しました。その結果、75.3%の若者が就職し、そのうち約9割が正規雇用となりました。このように、就職率、正規雇用率ともに一定の成果が得られたと受けとめておりますが、さらに改善を重ねて、平成27年度においてもこの研修を実施し、若者の正規雇用に取り組んでいきたいと考えております。

また、三重労働局と連携し、非正規雇用労働者の正社員転換のため、経済団体に対し非正規労働の現状と課題を説明し、正社員の雇用拡大について要請を行ったところでございます。

平成27年度は、新たに若年者正規雇用安定事業に取り組み、正規雇用を目指す若者を対象に、1カ月程度の社会人としての基礎等の研修や、企業と若者向けには正規雇用の重要性に関するセミナーを実施したいと考えております。

また、若者が中小企業の魅力を理解できるように、インターネットでの企業情報を発信したり、企業と若者の交流の場を設けるなどして相互理解を深め、離職やその後の不安定就労につながるミスマッチを防いでいきたいと考えております。

これらの正規雇用への取組により、結婚を希望する若者が安定した経済基盤を確保し、経済的な要因で結婚をちゅうちょすることがないような状況を目指していきたいと考えております。

〔西城昭二健康福祉部子ども・家庭局長登壇〕

○健康福祉部子ども・家庭局長（西城昭二） 少子化対策につきまして、昨年度の取組の成果を踏まえた来年度以降の子どもスマイルプランへの反映についてお答えいたします。

少子化対策につきましては、昨年2月に策定をいたしました三重県地域少子化対策強化計画に基づきまして、ライフステージごとに切れ目のない取組を進めているところです。そうした中で、これまで手薄であった取組にも新たに着手をいたしまして、中高生を対象とした、妊娠、出産に関する医学的に正しい知識を伝えるライフプラン教育の推進、昨年12月に開設をいたしましたみえ出逢いサポートセンターによる、結婚を望む人に向けた出会いの場の情報提供、保険診療の対象とならない男性の不妊治療や不育症治療への助成、妊娠、出産から育児に至るまで切れ目のないサービスを提供できるように、市町において必要な援助を関係機関と調整するコーディネーターの育成、第2子以降の出生動向にも影響を与えると考えられる男性の育児参画の推進などに取り組んでいるところでございます。

来年度からのみえ子どもスマイルプランにおきましては、こうした今年度の取組をさらに深め、加速させたいというふうに考えておりまして、ライフ

プラン教育の対象を、現在の中高校生だけではなく、大学生や学卒後の若者にも広げ、仕事上のキャリアプランもあわせて考える機会を提供すること、結婚支援フォーラムの開催を通じまして、結婚の意義やよさを認識していただくための啓発を行うこと、新たに一般不妊治療への助成を行うなど、不妊や不育症に悩む御夫婦への支援を拡充すること、県にアドバイザーを設置いたしまして、三重県独自の出産、育児の支援体制である出産・育児まるっとサポートみえによりまして、県内どの地域におきましても妊産婦やその御家族が必要なサービスを受けることができるように、市町の実情に応じた取組の推進を図ること、豊かな自然環境の中で行う親子キャンプの実施など、男性が子どもの生き抜く力を育む子育てに積極的にかかわることができるようにすることなどに取り組むこととしております。

また、市町ほか様々な団体から多くの御要望をいただきました放課後児童クラブ対策につきまして、国への積極的な働きかけが実を結び、小規模なクラブへの補助を拡充するとともに、県単独のひとり親家庭の利用料補助制度を創設するなど、支援を拡充することとしております。

少子化対策を長期にわたり効果的に推進するためには、多様な主体と連携を図るとともに、PDCAサイクルを回し、取組の検証と改善を行うことが重要だと考えておりまして、来年度には三重県少子化対策推進県民会議に計画推進部会を設置いたしまして、プランの進捗状況を県民の皆様にはわかりやすくお伝えしてまいりたいと考えております。

〔38番 日沖正信議員登壇〕

○38番（日沖正信） 御答弁いただきましてありがとうございます。

1.8%台という総合目標については、これも知事に丁寧に御答弁いただきましてわかりました。部会でもいろんな議論をしていただいた上でそういう設定をされた、もちろん個人の価値観というものも片や大切にしながらいろんな議論のもとに決められたということでございますけれども、この深刻な課題に、問題に向き合う知事の強い意思も込められているというふうに理解をさせていただきます。「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」に基

づいてしっかりと、飛躍的にとまではいかないでしょうけれども、着実に一步一步でも成果を上げていただきたいなというふうに思っております。

時間がだんだんと迫ってきますので、一つだけ改めて雇用経済部に聞かせていただきたいんですけども、やっぱり、先ほどの答弁にもございましたように、非正規雇用などの不安定な若い方々の雇用形態、その分、経済的に格差が生まれて、結婚しようかというような将来設計が、将来に向かう気持ちがなかなか生まれてこないということは、もうみんながこれ、今、共有しておるところでございます。今、大手の製造業ですとたくさんの正規の方々を雇用されておる現状がございますけれども、行政が手出しできる、何か指導ができる、直接訴えかけるといことは難しいのが事実でございます。おしごと広場みえではその辺を何とか、中小企業でも正規雇用されて立派ないい企業もたくさんありますので、そういう方向に導いていただいているんだろうと思いますけれども、いろいろ数字を見せていただきますと、やっぱり学生の新規で雇用される方々は比較的、ほとんど正規雇用でおしごと広場みえでもつなげていただいておりますが、一旦離職されたりとか、卒業してから非正規雇用ですと正規雇用につけずこられた方の就職の相談を受けたとか、そういう中途の方々というのはなかなか正規雇用に結びつけることができている。悩ましいところだと思いますが、そのところで、何かもっと効果的に、こんなことを考えておるとか、こんなことができるんじゃないかというふうに取り組んでおるとかあれば、あえてもう一度お聞かせいただきたいと思いますけれども、お願いします。

○雇用経済部長（廣田恵子） 既におしごと広場みえに相談にいらっしゃる方自身が割と早く仕事をやめてしまったという方も多いうふうに認識しております。ですので、非正規雇用の人が正規雇用というのはなかなか難しいというふうに、企業のほうから見るとそういう関係があるかもわかりませんが、企業側に、正規雇用することによるとこんなにメリットがあるみたいなのも、小さな企業へ雇用経済部からこれからもどんどん丁寧に伝えていくようなことも来年度からは考えておりますので、そのような方法で何

とか非正規雇用を正規雇用へということで努力をしていきたいというふうに考えております。

〔38番 日沖正信議員登壇〕

○38番（日沖正信） どうもありがとうございました。

この質問はこれで終了しますが、少子化対策、本当に私たちの社会に重要な課題でございますので、我々も一生懸命、県の方向性に沿いながら、ともに取り組んでいきたいと思っておりますので、これからもよろしくお取り組みいただきますように、よろしくお願いいたしたいというふうに思います。

続きまして、次の質問に入らせていただきますけれども、相当、また今回も時間が足らなくなってまいりましたので、原稿を追って発言しておると時間がなくなってまいりますので、かいつまんでここからは話させていただきますけれども、東海環状自動車道の機能を生かした三重県の産業振興の取組についてということで発言通告を出させていただいております。

東海環状自動車道ですけれども、いよいよ平成27年度に東員インターチェンジが開通することになっておりますし、また、続いて平成30年度には大安インターチェンジが開通する予定というふうに公表もされてきております。いよいよ東海環状自動車道が利用できるのも目前となってまいりました。

パネルもここで出していただきたいんですけれども、（パネルを示す）東海環状自動車道という道路、北のほうの端のほうで、いなべのほうで工事が行われておりますので、余り北部のほうにお越しになる機会が少ない方々は、話に聞いておるけれども、いなべのほうで何かバイパスが一本つくられておるのかいというような、そのぐらいの認識しかない方もひょっとしたらおありかもしれませんので、今、映像に出していただいておりますように、名古屋を中心として周辺30キロメートルから40キロメートルに位置する愛知県、岐阜県、三重県の各都市を環状に結ぶ、中部経済圏が改めて一体となって、日本のど真ん中で、一つの大きな、改めて経済圏が生まれてくる、そのための道路でございまして、三重県にとっても大変重要な道路であるはずでござ

います。

ちょっと順番にお願いしますが、（パネルを示す）東員インターチェンジ、これは1週間ぐらい前の状況ですけれども、いよいよ平成27年度に開通する東員インターチェンジが今このような工事の状況でございますし、また、次に、（パネルを示す）大安インターチェンジの付近も、もう既にこういう下部工がどんどん、どんどんできていっております。そして、また、さらに北のほうへ、岐阜方面へ行って、次、（パネルを示す）これがいなべ市内の北勢町地内の、北勢インターチェンジに向かうあたりのところもどんどん、どんどんと工事が進んできております。

ちなみに、東海環状自動車道は新名神高速道路と四日市の北ジャンクションで結ばれますので、（パネルを示す）これは新名神高速道路ですけれども、北ジャンクションのところから新名神高速道路が菟野のほうへ向かう、この間もちょっと新聞に写真が出ていましたけれども、朝明川橋、新名神高速道路もこんな工事が進んでおるところでございます、参考に見ていただきましたけれども、こういう、今、北部のほうでは状況になってきております。

この東海環状自動車道につきましては、今日もこの後、去年もそうやったんですけれども、同じいなべの水谷隆議員が質問に立たれまして、この東海環状自動車道の道路整備事業の状況については質問をされるということでございますので、そちらのほうは水谷議員に御期待を申し上げさせていただいて、私は、ここで取り上げさせていただきますのは、大きな経済効果が見込めるこの道路の機能を生かしての三重県の産業振興をどう取り組んでいくのかということの視点からお聞かせをいただきたいというふうに思います。

まず、三重県への期待できる効果についてでありますけれども、三重県側の区間を西回り区間といいますけれども、西回り区間の完成によりまして、三重県内においては新名神高速道路と相乗効果を生みながら、産業の創出や雇用の拡大、観光交流、農産物の流通など広い分野に効果が及ぶものと考えられますけれども、県では東海環状自動車道の開通による効果をどのように認識されておられるのか聞かせていただきたいというふうに思います。

また、あわせて、三重県内では年2030億円ほどの生産額の増大の効果があるという、これは岐阜県による試算もあるところなんですけれども、三重県においてその経済効果にかかわる何かの試算をされておられるものがあるならば、あわせてお示しをいただきたいというふうに思います。

愛知県や岐阜県ほど、愛知県側の東回りの区間は御承知のように既に完成しておるわけなんですけれども、愛知県や岐阜県はもう早い段階からいろんな調査もしながら戦略的に産業振興に取り組んできておられたような経緯もありますので、ぜひ三重県も早い段階からその機能を生かした産業振興への戦略的な取組をしていただきたいなと思いますので、よろしく願いいたしたいというふうに思います。

それとあわせて、やはりこれからこういう道路ができてきますと、いろんな面で、隣の県との連携というものも不可欠になってくると思います。競争によって自分のところの県だけがよくなっていけば、発展していけばということだけではなしに、やっぱり隣同士なり、また、東海3県の連携による相乗効果というものは当然あるわけでございますので、この中部圏域の中でお互いが役割を果たして大きな発展を遂げていくように、やはり隣県との連携というものは大事でございます。既に平成25年から雇用経済部が岐阜県と産業連携推進チームというものを設置していただいて取り組んでいただいておりますので、ぜひその産業連携推進チームのこれまでの活動も御披露いただきながら、これからどう取り組んでいっていただけるのかもお聞かせをいただきたいというふうに思います。

以上、よろしく願いいたします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 東海環状自動車道全線開通を見据えた、期待される効果、県内産業の振興、それから、隣県との連携、それから、その中においては産業連携推進チームのこれまでの取組などについて答弁させていただきたいと思っております。

東海環状自動車道西回りルートが開通すれば、新たな工場や物流拠点の進

出をはじめ、中部国際空港や四日市港へのアクセスの向上、日本海側との物流の効率化が図られるとともに、平成30年度に三重県区間が全線供用される予定の新名神高速道路の効果も相まって、三重県の立地優位性は格段に向上すると考えております。

例えば、最近の北勢地域での新規立地案件においても、東海環状自動車道の全線開通に伴い、物流、人流面での利便性が大きく向上することが、立地決定の重要な要素となっております。また、沿線地域に立地済みの企業の皆様からも、物流が大変スムーズになる、経済圏が拡張し、企業立地の促進や取引範囲の拡大などにつながるなどの声をいただいているところであり、県内企業の操業環境の向上にもつながるものと考えております。

この東海環状自動車道西回り、東海環状自動車道を活用した産業振興につきましては、三重県の産業集積の強みを踏まえ、四日市港や四日市コンビナートと後背地の連携も含めた北勢地域全体の産業振興戦略を、「みえ産業振興戦略」アドバイザーボードの分科会において、来年度というか、平成27年度早々にも分科会を設置して、中長期的な視点からの検討をしてみたいと考えております。

また、先ほど議員から御指摘があった経済効果などは少し手元に数値がありませんけれども、まだ三重県においては、三重県でどれぐらいの効果というのを試算していないのではないかと考えております。

各種広域連携についてでありますけれども、まず、岐阜県との連携につきましては、平成24年に岐阜県知事と私で懇談したことを契機に、医療・福祉機器分野での連携が進んでおりまして、共同研究であるとか、相互出展であるとか、あるいは連携協議会であるとか、そういう取組をさせていただいておりますし、また、航空宇宙分野におきましては、人材育成において、岐阜県にある専門機関と連携した人材育成や、本県の海外とのネットワークを活用した専門機関からの講師招聘、あるいは、航空機関連企業との商談会の開催など、こういう相互の強みを生かした取組を現在進めることとしております。

先ほど議員からも御紹介がありました、両県職員で構成します岐阜県・三

重県産業連携推進チームについては、その沿線地域の地場産業、観光施設の企業訪問や意見交換会を重ね、相互理解を進めてきました。その具体的な取組としまして、例えば、今年20日から22日まで、岐阜県、沿線市町及びイオンリテール株式会社と連携し、イオンモール東員において西美濃・北伊勢フェアを開催し、東海環状自動車道沿線の魅力をPRしたところであります。それは、3日間で合計5万4243名の方、みえ旅パスポートも908冊発給できるなど、大きな効果があったというふうに認識をしております。

また、観光面においては岐阜県を含めた広域の連携が必要であるというように思っております。特に、平成27年3月、北陸新幹線が金沢、富山から長野間を開業しますので、近年増加する小松空港、富山空港から来日する台湾、中国からの外国人旅行者が東京へ向かってしまうというピンチにもなり得るところであります。逆に、北陸エリアへの観光誘客効果を、東海北陸自動車道や東海環状自動車道を活用し、中部圏全体、ひいては三重県南部まで波及させることができる大きなチャンスにもなると考えておりますので、現在も取り組んでおりますが、中部北陸9県による昇龍道プロジェクトを展開し、インバウンドの推進にも取り組んでまいりたいというふうに思っております。

〔38番 日沖正信議員登壇〕

○38番（日沖正信） 知事自ら全て御答弁をいただきまして、本当にありがとうございました。

この東海環状自動車道の効果、期待については、確かに将来を見据えながら取り組んでいただけるように期待をさせていただき次第でございます。なかなか三重県というところは、何期か県議会議員をさせていただいていますけれども、私の何か先入観かわかりませんが、やっぱり観光というところが売りのところもあるので、南部のほうにいろんなイベントとかの意識とかが向きがちな感じがあるなというふうに思いながら来ておるんですけれども、この東海環状自動車道とか、また、もちろん新名神高速道路が通ればさらにでございますけれども、本当に三重県の経済に優位性をもたらすイン

フラでございますので、ぜひこの機能を最大限に活用する産業振興なり、また、いろいろななかかわる政策を進めていただきたいと思います。

ただ、経済効果などの試算がまだ、もういよいよ東員インターチェンジが開通する目前の時期でございますけれども、そういうものがないというようなふうにお聞きしました。岐阜県なんかは、三重県の、先ほど紹介しましたけれども、年に2030億円の生産増の効果があるという試算を親切に、岐阜県が自分のところを試算された中で三重県の数字も出していただいて披露してもらっておるんですね。三重県はまだそういうものがないと、何となく心もとないふうに、確かに申しわけない、思わせていただくところでございまして、よくこのごろ加速度的にという言葉場面場面で使いますが、ぜひこのインフラを生かした産業振興政策をしっかりと加速度的に進めていただけるようお願いをいたしたいというふうに思います。

少しまだ聞きたいところもあるんですけども、もう時間でございまして、もう一つありますので、これでこの質問は終わらせていただいて、次に入らせていただきたいというふうに思います。

次は、自然災害を未然に防止するための治山事業の取組についてということでございますけれども、近年の気候変動によりまして台風や豪雨による自然災害が激化しております中で、県内の多くの河川において土砂の流出、堆積が著しいことから、洪水などの被害から県民の皆さんの生命、財産を守るために、現在、施設の整備や改修、維持管理などを行っていただいております。

県はみえ県民力ビジョン・行動計画におきまして、治山治水、海岸保全の推進の施策を明確に設けていただいておりますので、その中で、河川への対応についても、河川改修や砂防施設等の整備のみならず、特に地域からの要望が多い堆積土砂の撤去についても精力的に取り組んでいただいております。洪水時の流下能力の確保を図ることで洪水による災害の防止対策を行っていただいております。県民の安心につなげていただいておりますのでございます。

しかしながら、一方で、同じように土砂流出を防ぐことにつながる事業でございまして、農林水産部が所管いたします治山事業については、その役割に同じ観点、同じ認識に立った対応がなされていないように私はかねてから感じさせていただいてまいりました。現に市町からの要望が多い小規模治山事業は、余りにも予算規模が小さいために、毎年ごく一部しか応えられない状況にあるようで、特に近年は、何とかもう少し対応を考えてもらえないものかと、市町の現場から嘆願の声も聞かれる状況であります。

河川というものは言うまでもなく、山合いより流れ出て海へ至る、山から海まで一体のものでありまして、河川へ流れ出る土砂もまずは山合いの山肌や谷合いから始まるものであります。河川災害を未然に防ぐためには、予防策と復旧対策を含めて、発生源の対策も必要であることは言うに及びません。特に、崖崩れや山合いの土砂流出などの被害が大きくなる前に、小規模治山事業によって細かく各所で予防対策を施しておくことは、後々、河川災害の減災効果を生みます。

このようなことからお聞きいたしますけれども、自然災害への対策において、いま一度、治山事業というものの役割、重要性を改めて見直していただきまして、県土整備部の治水の事業と農林水産部の治山の事業が真に一体となって、土砂災害、洪水災害防止のための相乗効果を上げていただきますように、事業の組み立て方や予算の配分のあり方なども含めて検討いただくことを要望いたしますけれども、来年度の治山事業はどのように考えられているかも含めて見解をお聞かせいただきたいというふうに思います。

それとあわせて、ちょっとここで触れさせていただいておりますけれども、市町においては、余りにも小規模治山事業で対応していただける財源が限られておって、今申し上げましたようになかなか当たってこないものですから、それならば、みえ森と緑の県民税の使い方をもうちょっと緩和してもらって、市町分の交付分は自由に充てさせていただくことができないかというような強い意見もいただいております。もちろん、これは5カ年計画で使い道はもう決まっております、既存事業への転換などは縛られておるものですから、

県としてはそれはだめですということになるんでしょうけれども、しかしながら、本来の税の目的であります災害に強い森林をつくるための活用となりますと、まさにこれは理にかなった本来の目的の一つになりますので、今後、一度お含みおきをいただければなということ、これは回答をいただけないんでしょうけれども、お含みおきいただければなということ、これも添えておきたいというふうに思います。

先ほどの質問1点、よろしくお願ひいたします。

〔橋爪彰男農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（橋爪彰男） 県単治山事業、特に小規模な治山事業についての取組ということで、特に来年度以降ということでお尋ねいただきましたのでお答えします。

治山事業では、自然災害から県民の皆さんの生命、財産を守ることを目的としまして、山地災害等の復旧対策と予防対策、これをあわせて進めているところです。事業の実施に当たりましては、国庫補助事業の積極的な活用に取り組むということとあわせ、規模の小さいものについては県単治山事業により整備を進めているところです。

来年度ですが、県単治山事業による復旧対策として平成26年度から実施しております治山施設県単災害復旧事業、これによりまして、被災した治山ダム等の復旧整備を進めたいと思っておりますし、これとあわせまして、27年度から新たに小規模緊急治山対策事業というのを創設しましたので、これにより、人家等に近接するなど緊急に対応すべき山腹崩壊等の復旧整備を進めたいと考えております。

加えまして、予防対策のほうですが、山地災害等の予防対策としまして、こちら平成27年度から新たに県単山地災害危険地対策事業というのを創設しました。これにより、土砂崩れ等が発生するおそれのある、人家等に近接する山地災害危険地区において対策を行うこととしたいと思っております。

平成27年度については、こういう新しい事業メニュー、これも活用しながら、国庫補助事業、他の県単治山事業のメニューを総合的に活用しまして、

県民の皆さんの安全で安心な暮らしの実現に努めていきたいというふうに考えております。

なお、みえ森と緑の県民税の活用については、これまでも様々な御意見もいただいております。県民税の導入の背景等もございますので、また、先般の質問をいただいたときにもお答えしましたが、県民税についての評価委員会というのも設置したところですので、様々な意見については御紹介しながら検討してまいりたいというふうに思っております。

〔38番 日沖正信議員登壇〕

○38番（日沖正信） ありがとうございます。

去年から、また、平成27年度からというものがありますけれども、特に人家等に近接した箇所には新たな事業メニューも含めながら対応していくということのお話もいただきました。新たな事業を設けて取り組んでいただいて、これからいくということも御報告をいただきましたので、ぜひ新年度から、さらに少しでも地域の願いに応えられるように取り組んでいただくことをお願いしたいというふうに思っております。一つ要望ですけれども、時間ですので要望だけ一つ申し上げますけれども、予算にはシーリングもかかっておりますし、限られた予算の中で十分に応えるということはできないかもしれません。しかしながら、小規模治山の部分は、確かに、余りにもちょっと応え切れていないと、要望の数がたまっていくばかりだというふうなところがございますので、ぜひ、一度ちょっと要望を聞いたまま、そのまま何年も何年もということになっていくのも、これもいかがかというふうに思いますので、受けておる要望は一度整理もしていただいて、整理をした上でどういうふうに対応していくかということ一度考えていただければなというふうに思いますので、これは要望として添えさせていただきますと思います。

時間でございますので、以上で終結させていただきます。どうもありがとうございました。（拍手）

休 憩

○議長（永田正巳） 暫時休憩いたします。

午後0時3分休憩

午後1時0分開議

開 議

○副議長（奥野英介） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○副議長（奥野英介） 県政に対する質問を継続いたします。37番 水谷 隆
議員。

〔37番 水谷 隆議員登壇・拍手〕

○37番（水谷 隆） どうも、こんにちは。今日は、比較的親しくされております奥野副議長の采配で質問をさせていただけるということは非常に光栄に思います。特に、私が質問をしておる場合に議長席に座っておみえになりますので、恐らくやじは飛ばないというふうに思いますので、安心して1時間、質問をさせていただきたいと、このように思います。

発言通告にのっとりまして5項目の質問をさせていただきますけれども、余り時間がないかもしれませんけれども淡々とさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

人口減少対策ということで、この一般質問に入りましていろいろな皆さん方から、地方創生とか人口減少対策とか、いろいろ言ってみえますけれども、私もいろいろ、新聞とかいろんな資料を見ていまして、地方創生というのが非常にいろんなところ出てくるわけですね。その中で、先日もある女性議員が地方創生って何なのかなというようなこともおっしゃってありましたし、また、新聞等でも見てみますと、地方創生、何が狙いというようなことも書かれております。その中で、やっぱり雇用を生み出し、人口減を歯どめ

するというようところが必ず出てくるわけですね。

それと、また、同じような、新聞でも、これは元総務大臣の増田さんが言っているように、レポートでいろいろ書いてみえますけれども、やっぱり人口減少、これが急減している。その一つの主因としては、やっぱり東京一極集中といったものを直していかなければならんだろうし、また、少子化対策ということも真剣に取り組んでいかなければならんのであろうというようなことをいろいろ言われております。

そういった中で、私も少し人口減少について、三重県としてどのように今後対策を考えていくのかということを知事にお聞きしたいなというふうに思います。

昨年末に政府は、日本の人口の現状と将来の姿を示し、今後目指すべき将来の方向を提示するまち・ひと・しごと創生長期ビジョンを決定しました。この長期ビジョンのサブタイトルは、「国民の『認識の共有』と『未来への選択』を目指して」となっています。目次を見ますと「人口問題に対する基本認識」とあり、二重丸で「国民の認識の共有が最も重要である。」というふうに述べられております。

人口減少局面に入りました。そこで、人口減少時代の到来について、私も皆さんと認識を共有しながら質問をさせていただきたいなと、このように思います。

まず、長期ビジョンを引用しながら、人口減少についてお話しします。

日本は人口減少時代に突入しております。人口減少は静かなる危機と呼ばれるように、日々の生活においては実感できませんけれども、このまま続けば将来的に経済規模の縮小や生活水準の低下を招き、究極的には国としての持続性すら危うくなるものであります。

日本の合計特殊出生率は1970年代に低下し、人口規模が長期的に維持される水準、人口置換水準と言われます。現在は2.07、を下回る状態が今日まで約40年間続いています。ところが、少子化は進行しながら、総人口は増加を続けてきました。これは、ベビーブーム世代という大きな人口の塊があるた

め、出生率が下がったとしても出生数が大きく低下しなかったことと、平均寿命が延び、死亡数の増加が抑制されたためであると言われております。しかし、2008年には日本の総人口は減少局面に入り、そして、一旦人口が減少し始めると、減少スピードは今後加速度的に高まっていくそうであります。

国立社会保障・人口問題研究所によると、2020年代初めは毎年60万人程度の減少であるが、それが2040年代ごろには毎年100万人程度の減少スピードにまで加速することになるということでもあります。

また、人口減少の状況は、地域によって大きく異なるそうであります。人口減少は、第1段階、若年減少、そして、老年が増加すると、第2段階は、若年減少、老年維持、そして微減、少し減っていくと、第3段階では、若年減少し、老年も減少していくと、そういった経過を経て進行をしていくそうであります。

東京都区部では第1段階でありますけれども、地方は既に第2、第3段階に突入しております。2010年—2040年の間に、東京都区部などは6%の減少に対して、人口5万人以下の地方都市は28%、過疎地域の市町村は約40%の減少で、人口急減という事態が待ち受けておるわけでございます。

さて、人口減少は経済社会に対して大きな重荷となっております。人口減少に伴う高齢化の結果、高齢化によって総人口の減少を上回る働き手の減少が生じ、その結果、総人口の減少以上に経済規模を縮小させ、一人当たりの国民所得を低下させるおそれがあります。経済規模が縮小し、一人当たりの国民所得が低下するということは、やっぱり地方では地域経済社会の維持が重大な局面を迎えることになると、こういうことでもあります。

このまま推移すると、2050年には現在の居住地の6割以上が人口が半分以下に減少し、2割の地域では無居住化すると推計されております。

社会減対策は言い方が悪いけれども、国内での人の奪い合いであると。この対策では日本全体のパイは増えないので、やはり少子化対策が重要だと考えております。

少子・高齢化が深刻化し、若く安価な労働力を確保するため、財界と政界

の双方から移民の受け入れを求める声が上がっていますが、しかし、欧州などの移民政策への評価が分かれており、若者の失業問題が深刻な日本であえて移民政策を推進することへの疑問や反対意見も多く、日系人や一部の専門職を除き、外国人労働者を積極的に受け入れることについては、政府は慎重な姿勢を崩していません。

では、どうすればいいのでしょうか。やはり、元気な高齢者の活用が重要ではないでしょうか。

そこで、知事にお伺いします。

人口減少社会への対策としては、まずは少子化対策や高齢者の活用が重要だと考えますが、知事のお考えをお聞きしたい。

それから、また、冒頭申し上げたとおり、政府は国民の認識の共有が重要であると言っております。では、三重県の人口減少に対する県民への認識の共有は何か対策をお考えなののでしょうか。あわせてお伺いしたいと思います。

どうぞよろしくお願いします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 2点御質問いただきました。

まずは、人口減少対策としての少子化対策や高齢者の活用についての考え方でございます。

我が国が直面している人口減少社会では、少子化と高齢化が同時に、しかも一定期間継続することが予想されています。そのうち、みえ子どもスマイルプランで来年度から加速度的に取り組もうとしている少子化対策については、結婚する、子どもを持つということに対し、理想と現実のギャップを埋めるための政策としており、結果として人口減少対策につなげていきたいと考えております。

人口減少社会においては、総人口が減りながら高齢化が進むことから、社会の活力を保ち、あるいは高めていくためには、高齢者が健康で、これまでの人生経験や人脈などを生かして、社会の担い手として御活躍いただくことが大切になります。

このような問題意識から、昨年8月に開催しました経営戦略会議において、「県民が生涯輝き続ける三重」をテーマに、就労、子育て支援、地域活動等の場面における高齢者の活用について議論していただきました。既に一部、平成27年度当初予算における子育て支援での祖父母世代の活躍のための研修に関する費用を盛り込んだりもしておりますが、今後も総合戦略を具体化していく中で、その内容について、高齢者の様々な場面での活躍や健康づくりも含め、検討を進めていきたいと考えております。

続きまして、人口減少問題に対する県民との認識共有であります。

人口減少問題の克服には、まず何よりも県民が人口減少問題の現状を正しく理解した上で危機感を共有し、英知を結集して対策を策定、実行していく必要があります。

また、先ほど水谷議員もおっしゃっていただきましたとおり、国も基本認識の中で国民の認識の共有が最も重要であると述べています。

そのため、今回の地方創生においては、人口の動向と将来展望から成る人口ビジョンと、それを踏まえた対策である総合戦略を一体的に策定することとしております。

県版の人口ビジョンでは、過去からの人口の動向を詳細に分析した上で、人口の将来展望をお示しする予定ですが、その内容については、県民代表や、いわゆる産官学金労言の代表等で構成する三重県地方創生会議（仮称）や市町との意見交換会等を公開で開催することで、策定プロセスの節目節目において県民に情報提供するとともに、私が行っておりますみえの現場すごいやんかトークの場などにおいても直接県民の皆さんに語りかけていくなど、多様な機会を活用して人口減少問題に対する県民との認識の共有を図ってまいります。

いずれにしましても、地方創生は行政だけではなし得ず、多くの県民の皆さんの力を結集しなければなし得ませんので、そこをしっかりと肝に銘じ、県民の皆さんへの説明などを丁寧に行っていくことを心がけてまいります。

〔37番 水谷 隆議員登壇〕

○37番（水谷 隆） どうもありがとうございました。

本当に、県民への認識の共有、これはやっぱり物すごく大事であると。特に問題が問題だけにね。市町と県とのほうが、知事が行っているいろいろ認識を共有させていくと、こういうことをぜひやっていただきたいし、これ、県民、国民もそうですけど、全員がそういう気持ちにならないと、人口減少社会を、少子化対策においてもなかなか解決はしていかないのではなからうかというふうに思いますので、ぜひとも、2期目に入りましたらぜひこれをなし遂げていっていただきたいなというふうに思います。

次に、障がい者雇用について少しお聞きしたいなというふうに思います。

障がい者雇用というものは、昨年から障がい者雇用促進調査特別委員会もつくっていろいろ議論もしてまいりました。私があえてこの質問をさせていただくということは、やっぱり障がい者の皆さん方が自分たちの地域で、そして、健常者と同じように働くことができる、それで、また、スポーツも楽しむというようなことができることが一番重要じゃなからうかということ踏まえて、特別委員会の委員長の意見書もありましたけれども、それを含めて、さらに県としての力を発揮していただきたいということで質問をさせていただきますと思います。

まず、障がい者雇用を取り巻く状況については、少し振り返ってみますと、平成25年6月1日、三重労働局が発表した障害者雇用状況の集計結果では、県内の雇用障害者数は過去最高となったものの、障害者実雇用率は1.60と、都道府県の順位では全国最下位という大変残念な結果でありました。また、それ以前にさかのぼっても障害者雇用率は低迷していた状況であり、本県における障がい者雇用を取り巻く環境は、関係者の御努力にもかかわらず、大変厳しい状況が続いているのではなからうかというふうに思います。

このような状況を打破するため、県では平成25年11月、新たな試みとして、知事と三重労働局長の連名で障害者雇用率改善プランを策定し、三重県全体で障がい者雇用に取り組む体制の整備や地域に影響力のある企業への働きかけを重点的に取り組むようにしてまいりました。

県民総参加で障がい者雇用を推進する新たな仕組みとして、ステップアップカフェの設置に向けた検討、準備も進めてこられました。このステップアップカフェ（C o t t i 菜）は昨年12月24日にオープンをしたわけでございまして、オープン当日、お店に私も足を運び、お店の明るい開放的な空間、気軽に利用できるような暖かい色調のれんがを配置された木目調の優しい雰囲気、障がい者のスタッフが働きやすいよう工夫されたという厨房は、非常にいいお店ができたなという感がいたしました。また、障がい者スタッフが生き生きと働く姿に接し、非常に感銘を受けたところであります。

今後ステップアップカフェ（C o t t i 菜）が、障がい者の一般就労に向けたステップアップの場、さらに、障がい者を取り巻く地域全体もステップアップする場となることを大いに期待しているところであります。

一方、県議会におきましては、障がい者雇用を取り巻く厳しい状況を踏まえ、障がい者の雇用促進等について部局横断的に調査をすることを目的として障がい者雇用促進調査特別委員会を設置して、障がい者の雇用実態の把握について、そして、障がい者の継続就労について、さらに、障がい者雇用に関するネットワークについての3点を重点項目として調査を行ってまいりました。

具体的には、県の各部局における障がい者雇用に関する取組の状況などについて詳細な調査を行うとともに、県内調査として、障害者就業・生活支援センターの就労支援の実態や、企業と障がい者就労支援事業所の協働による施設外就労など、各地域で取り組まれている雇用支援の取組、三重労働局やハローワークにおける企業に対する就労支援の状況などについて、あわせて調査をしていきました。

特にこの特別委員会は、委員長の強いリーダーシップのもとに、県議会議員の全ての女性議員3名が加わっていただき、その名前を、私は名づけてSKO53という名前をつけました。これはどういう名前かは御想像にお任せしますが、こういった女性の活躍、特にこの3名の県議会議員の活躍というものはすさまじいものがありまして、この人たちによっていろいろま

とめられたと言っても過言ではないと。今後もこの女性議員の御活躍を私も心からお祈りしたいというふうに思いますので、どうぞよろしく願いをいたします。

こういった中で昨年は、平成26年11月に三重労働局が発表した平成26年6月1日現在の障害者実雇用率は前年度と比較して大きく改善し、全国平均には届かなかったものの、障害者雇用率改善プランの目標として掲げた1.70%を超える1.79%ということで、順位も前年の最下位から大きく上げて全国33位となったわけでございます。

もちろん障がい者雇用の推進において、障害者実雇用率の高低だけが全てというわけではありませんけれども、このような障害者実雇用率の改善は、障害者雇用率改善プランに基づき、県と三重労働局と企業などが連携して取組をしてきた効果であるということで、本当にありがたく思っているわけでございます。

そして、次なるステップとして、新たな目標を掲げ、障害者雇用率改善プラン2015が策定をされました。さらに一歩進めた展開を進めていくということです。障がい者雇用の一層の促進を期待するところであります。

こうした県や三重労働局等関係機関の取組、そして、これまでの調査結果などを踏まえ、障がい者雇用促進調査特別委員会は、先日の本会議で委員長報告をさせていただいたとおりであります。

その中で、特に関係機関と役割分担をした中で、障がい者雇用の実態の把握、分析や情報の共有を図り、効果的な対策を検討していくといった仕組みづくりを関係機関と取り組まれないということ、それから、2番目に、中小企業などを中心に企業に対する情報提供を積極的に行うとともに、関係機関と連携し、障がい者を支援する人材の育成や確保に取り組むなど、企業への支援を充実させていくこと、3番目に、定着支援の充実と障がい者の継続就労については、障害者就業・生活支援センターの取組をさらに充実したものとすること、4番目に、障がい者雇用の推進は関係各機関の連携のもと進めることが重要であることから、県が障がい者雇用に関するネットワークの中

心を担うとともに、実務者レベルでの連携を促進していくことについて要望をいたしました。

これらの要望について、県当局におかれましては、関係各部署が連携し、取組を進めていただきたいと思いますけれども、中でも私は、一つ目、企業の障がい者雇用の取組を支援する人材の育成を確保する、それから、二つ目、障がい者の職場定着支援の強化、三つ目は企業を中心としたネットワークづくりに取り組んでいくことが特に重要ではなかろうかというふうに考えております。

そこで、このような取組について今後どのように進めていくのか、県当局のお考えをお聞かせ願いたいと思います。どうぞよろしく願いをいたします。

〔廣田恵子雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（廣田恵子） 障がい者雇用への取組についての御質問でございます。

議員におっしゃっていただきましたように、県と三重労働局が障害者雇用率改善プランに取り組んできたことによって、平成26年の障がい者の雇用の状況は大幅に改善したと考えています。こうした改善の流れをさらに加速していくため、障害者雇用率改善プラン2015を平成26年11月に策定し、企業内の人材育成支援、障がい者の職場定着支援、企業を中心としたネットワークづくりに重点的に取り組んでいるところでございます。

企業に対する人材育成支援、職場定着支援については、平成27年度から新たに取り組む障がい者ステップアップ推進事業において、障がい者を受け入れる現場のリーダーを対象に、障がい者の態様に応じた業務指導の方法などを身につけていただく研修を実施したいと考えております。

また、障がい者の採用、育成指導、定着支援といった企業における障がい者雇用のプロセスの構築について支援をしていきます。さらには、C o t t i 菜を企業の社員研修の場として活用し、障がい者の態様に応じた配慮や接し方を学んでいくことによって、職場へ戻ってから障がい者と適切なコミュニ

ケーションがとれるよう、ステップアップのための研修を実施します。

障がい者に対する職場定着支援については、平成27年度から新たに、障がい者が企業で働くために必要なビジネスマナーや基礎的なスキルを身につけていただくための講座を開催し、就労に向けて障がい者の方に自信を高めていただくとともに、それぞれの適性に応じた業務とのマッチングや実践的な訓練を実施したいと考えております。

また、ハローワークや障害者職業センターなどの関係機関の担当者とともに、訓練中や、それから就労後に見出された課題解決を図るための検討会議を定期的に開催していきたいというふうに考えております。

このように、障がい者が自信を持って働き続けていただけるよう、就労前から就労後まで切れ目のない、きめ細やかな支援に取り組んでまいります。

企業を中心としたネットワークづくりについては、昨年11月に、障がい者の就労を支援する関係機関、労働界、産業界、市町などで構成する三重県障がい者雇用推進協議会においてその必要性の提案がありましたことから、立ち上げを図っているところでございます。できるだけ早期に障がい者雇用推進企業ネットワークを立ち上げ、企業間をつなぐ支援や、障がい者雇用実績のある企業、これを私たち、応援する企業というふうと呼んでおりますが、それと、障がい者雇用を進めたい企業、これが応援される側の企業でございますが、これらが連携する仕組みを構築して、障がい者雇用を進める上での課題解決につながる企業間の情報交流をさらに活発化していきたいと考えております。

このような取組により、障がい者が生き生きと働き、当たり前にも働ける社会の実現を目指してまいります。

以上でございます。

〔37番 水谷 隆議員登壇〕

○37番（水谷 隆） どうもありがとうございます。

本当に廣田部長の答弁は非常にわかりやすく、中身の濃い答弁でありまして、ありがとうございます。

本当に、障がい者は当然、それぞれの企業に雇用していただいて、そこで定着をさせて育てていくということが非常に大事なんですよね。だから、私も常に思っておるのは、県から企業にお願いするだけじゃなくて、先ほどもありましたように、企業間でそういったものをお互いに、障がい者の方を地域で働かせていかなければならんという使命感を持って、お互いに企業間で採用していただける企業が中心になってその地域の企業で広げていっていただくということになれば、非常にこれは力強いものになってくるというふうに思いますので、そういったことをぜひ進めていただきたいなというふうに思います。

幸い、いろいろなところで障がい者を支援していく施設等ができてきております。特に東員町においては、C o t t i 菜によく似たくろがねも一ちという喫茶レストランができて、私もちょこちょこ行くんですけれども、熱心に障がい者の方が働いてみえて、それを健常者の方が支えていくというような仕組みができ上がりつつあります。

そして、先日も、東員町で障がい者の農園というものを4月からやっていたということで、知事が立会人になってやっていたということも発表されましたし、いなべ市においても、プロジェクト大地というB型作業所をやっている方が、近くの農園で障がい者の方に働いていただくというようなことも計画をされておりまして、少しずつ進んできております。そういったことをぜひ支援していただきたいと思います。

私、ある新聞で一度読んだんですけれども、なぜ障がい者が生まれるのかという記事が出ておりました。これ、遺伝でも何でもないんやと。要するに、障がい者の方が存在するのは確率の問題であると。健常者は、その確率の中で健常者として元気に働かせていただいておりますということだから、正直なところ、障がい者の方は犠牲になってみえるのかなという気がしました、その新聞を読んで。

だから、特にそういった面におきまして、ぜひとも三重県が障がい者の方にもっともっと支援をしていただいて、障害者実雇用率も上げると。そし

て、地域に元気で働いていけるような支援を今後ともしていただきたいなというふうに思いますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

次に、水田農業の振興ということで、特に今般の米価下落というものを踏まえた中での今後の施策についてお聞きしたいなというふうに思います。

県では、平成23年4月に鈴木知事が就任して以来、農業については、もうかる農業を旗印に掲げ、フードイノベーションや6次産業化による新商品の開発、海外への輸出に代表されるような販路の新規開拓、さらには、獣害対策の強化による農業被害額の減少など、この4年間で着実に成果を上げられており、非常に喜ばしい、うれしく思う次第でございます。

このように、もうかる農業の施策が一定進んできている中であって、商品開発や販路の問題など、いわゆる出口対策は、その取組の様子が一定感じられる一方で、農作物を生産している農家の皆さんがもうかるという部分での成果は、まだ目に見える形であらわれてきていないのではないかと感じています。

私は、圃場整備をした水田に付随する水路など共有財産を管理する、地元の土地改良区の役を仰せつかっておりますけれども、稲作農家の状況や気持ちは常日ごろからよくわかっているので、今回は特に米についての話をしていきたいなというふうに思います。

平成26年産米のお米については、皆さんもよく御存じのとおり、平成7年に食糧法が施行されて以降、最低の価格となり、出来秋の出荷段階で農協から支払われる、いわゆる仮渡金が1万円を下回るなどして、一時は全国的に騒がれたことは記憶に新しいと思います。

このとき、自民党県連では事態を重く受けとめて、昨年11月には党本部に対して早急に米価下落対策を講じるよう緊急要請を行ったところであり、そのほかにも多数の県や関係団体からも国への支援要請が行われたこともあり、政府が米の直接支払交付金の年内支払いの実施や、緊急経済対策の平成26年度補正予算を活用した稲作農業の体質強化緊急対策事業の実施を決定するに至ったことは記憶に新しいと思います。

私は、これまで県議会の議場で行った農業に関する質問では、農業用水のパイプライン化の推進、老朽化が進んできている農業水利施設の長寿命化や更新など、効率的で低コストな稲作経営を実現するためのハード対策を中心に、今後の取組について県の考えを確認してまいりました。

こうした質問に対しまして県当局からは、農業用水のパイプライン化など高度な基盤整備を行う事業に選択・集中しながら、計画的に推進をしていくと、2番目に、用排水路の維持補修については、ストックマネジメント事業や土地改良施設維持管理適正化事業を活用し、老朽化や緊急度に合わせてライフサイクルコストの低減や機能確保を図っていくという答弁をいただくなど、水田農業のハード対策について、まだまだ整備すべき地区や場所が残されているものの、必要な施策は十分整理できたと考えております。

とすれば、この際問題になってくるのは、稲作農家が米をつくってもうかる経営を実践できるのか、言いかえれば、単刀直入に言って安いお米の値段について、農家の経営が成り立つ水準まで戻していくためにはどうすればよいかについて、いま一度しっかり精査、検討して、国、県、市町、農協や稲作農家などが一丸となって、共通の認識のもとに必要な取組を進めていかなければならないということではないかと思っております。

他方で、総務省の家計調査によりますと、平成25年度の1世帯当たりの米の購入量は75キログラムで過去最低となっており、日本人がお米を食べなくなってきたことも米価下落の大きな要因として指摘されております。この点についても、これまで農政で軸に置かれてきた、米をどのようにつくっていくかということだけではなく、消費者に三重県のお米を食べてもらうためにはどうしたらよいのかといった点にも目を向けて、米の消費を伸ばしていくための手だてを考えなければならないというふうに思っております。

折しも、TPP交渉に関連して、農家が心中穏やかでなくなるような報道が真偽もわからないまま行われているなど、政府に対して改めて、衆参農林水産委員会の決議の遵守を強く求めていかなければならないところではありますが、TPP交渉のいかんにかかわらず、将来に向けて、農家の経営が成り

立っていくための政策をみんなで実現させていかなければならないというふうに思っております。

そこで、今回の米価下落を踏まえて、今後どのような対策を講じていくのか、県の考え方や取組の方法についてお聞きしたいというふうに思います。よろしく願いをいたします。

〔橋爪彰男農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（橋爪彰男） 米価下落の状況を踏まえて、今後どういうふうに取り組みのかということについてお答えしたいと思います。

まず、最近の米価の状況ですけれども、おっしゃっていただきましたが平成26年産米については、全国的にも米の消費が低迷していることに加えまして、前年からの在庫米も増加しており、米の価格というのは大きく下落しております。米の生産など、水田農業を担う農業者の経営というのは非常に厳しいものとなっております。

このような状況を受けまして、県としましても昨年11月、国に対して経営所得安定対策関連の各種交付金・補填金の早期交付を行うことなどを柱とした緊急要請というのをを行いました。こうした要請なども踏まえまして、国のほうでは、稲作農家に対する資金繰り対策としまして、米の直接支払交付金の年内支払いなどの緊急対策が打ち出されたところでございます。

このような中、県では平成26年に策定しました新しい三重の米戦略、これに基づきまして、特に水田農業を担う農業者の経営安定を図るために、米の価格の維持向上に向けた、例えば結びの神など、高品質で商品力のある米づくりの推進、それに、生産コストの低減に向け、農地中間管理事業の活用による担い手農業者への農地の集積、農業者の収入確保に向けた、主食用米以外の麦、大豆、飼料用米等の生産拡大、こういう対策を重点的に取り組んでいるところでございます。

さらに、こうした対策に加えまして、国の平成26年度補正予算で緊急的に措置されました、稲作農業の体質強化を図るための肥料であるとか農薬などの資材費の低減、また、農業機械の共同利用化などの取組を支援する事業に

ついて、現在、担い手農業者の皆さんにその活用を呼びかけているところでございます。

また、国の地域住民生活等緊急支援のための交付金を活用した新たな事業としまして、三重の「米力」発揮支援事業というふうな事業で、新しく事業化したところですが、これは、三重の米の強みを生かして、ブランド化戦略の実践であるとか、また、米のPR活動、こういうものを通じまして、県産米の新しい販路の開拓と消費の拡大を図っていこうというふうに思っております。

さらに、県産米の消費を喚起する、県産農産物の魅力発信対策事業、これはこれからまた提案させていただく事業でございますけれども、こういう消費喚起のための事業も現在検討しております、これについては、キャンペーンを通じた県産米の消費拡大、そういうことを目的に取組を拡大していきたいというふうに思っております。

今後とも、国の支援制度等の効果的な活用を図りながら、JAであるとか関係団体などと連携して、担い手農業者の皆さんに安心して経営を続けていただくための対策について、県としてしっかり取り組んでまいりたいというふうに考えております。

[37番 水谷 隆議員登壇]

○37番（水谷 隆） どうもありがとうございました。

本当に農業の政策というのは、これからの三重県、日本の農業を支えていく上において非常に大事なことであるし、また、特に我々の地域の、中山間地域の米に対する取組というのは非常に難しくなっておりますので、そこでまた米価が下落していくと大変な状況になりつつあります。そういったことをぜひ三重県としても、今おっしゃったような施策をきちっとやっていただけるようお願いを申し上げて、次の質問に移りたいと思います。

4番目に、東海環状自動車道といなべ管内の幹線道路整備についてお伺いしたいと思います。

これは、先ほど日沖議員がいろいろと御質問をしていただきました。本来

であれば私もパネルを準備しようと思ったんですけれども、日沖議員が立派なパネルを出していただきましたので、まだ記憶に残っていると思いますので、それを思い浮かべながら質問をさせていただきます。

原稿をつくってきたんですけれども、前半はほとんどダブっておりますので、観光政策、あるいは経済のために東海環状自動車道が非常に大事であるというようなことも踏まえて、飛ばしまして、単刀直入に質問に入りたいというふうに思います。

東海環状自動車道は、もう皆さんも御承知のように、私が議員になったのが平成15年なんですよね、そのころからもう既に東員インターチェンジ付近の橋脚が建っておりまして、ずーっと建ちっ放しで、つい最近ようやく、上に橋が乗っかってきましたけれども、大分疲れておるような様子で、少し耐震的に足りないということで、何本か足を継ぎ足したというのを記憶しておりますけれども、そういった中で、四日市北ジャンクションから東員インターチェンジは、いよいよ平成27年度に新名神高速道路の四日市ジャンクションから四日市北ジャンクションに合わせて開通するというふうに聞いております。

さらには、その先、大安インターチェンジまでにおいて橋脚整備が進むなど、目に見える形で現場が動いております、昨年4月には平成30年度の開通予定が発表されるなど、着実に整備を進めてきておりますと。大安インターチェンジまでが平成30年ということですね。

一方で、大安インターチェンジから三重・岐阜県境間について、まだ開通予定が公表されておられません。経済効果の早期発現のため、一日も早い全線開通が必要であると考えますけれども、現在の工事区間ごとの進捗状況と今後の見込みについてお聞きしたいということと、また、着実に事業を推進するためには、岐阜県、愛知県や東海北陸自動車道につながる北陸圏と連携強化は不可欠であります。連携に当たっては、行政体の枠を超え、東海環状の必要性をPRし、一体的に整備をしていく必要があると考えますけれども、いかがでしょうか。県当局の見解をお伺いしたい。

次に、東海環状自動車道の各インターにアクセスする道路の整備について伺います。

いなべ地域では東海環状自動車道に、南から東員インターチェンジ、大安インターチェンジ、北勢インターチェンジの三つのインターチェンジが計画されています。東海環状自動車道をもたらす整備効果を最大限活用するには、それぞれのインターチェンジにアクセスする道路の強化が必要と考えますが、これらのアクセス道路の整備状況と今後の見込みについてお聞かせを願いたいと思います。

以上3点、部長、よろしく申し上げます。

〔土井英尚県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（土井英尚）** 東海環状自動車道に関しまして、現在の工事区間ごとの整備状況と見込み、それと、行政の枠を超えた連携の取組による事業推進、それと、アクセス道路の整備の見込み、この3点について答弁させていただきます。

東海環状自動車道は、国土交通省による直轄事業と、中日本高速道路株式会社による有料道路事業により事業が展開されており、中部圏と北陸圏を連携し、広域的な経済波及効果をもたらす道路として、経済界からも早期の全線開通が強く望まれているところです。

その進捗状況としましては、まず、四日市北ジャンクションから東員インターチェンジまでの区間は、紹介いただきましたように、平成27年度の供用に、開通に向け、高架橋工事及び舗装工事がとり行われております。

次に、東員インターチェンジから大安インターチェンジまでの区間は、昨年4月、これも地元同盟会等の努力もいただいたということで、新たに開通予定が国土交通省から、前倒しということで平成30年度と公表されております。また、大安インターチェンジから北勢インターチェンジの区間については、まだ開通予定は公表されていないものの、この両区間で全線において、高架橋、この橋脚工事が進められております。

次に、北勢インターチェンジから県境間におきましては、三重県や地元の

いなべ市でも専属の職員を配置するなど、国と連携して用地買収に取り組んでおり、その進捗率は、平成27年1月末で6割を超えるとともに、道路本体工事を発注するための準備工事にも一部着手されております。

全線の開通時期につきましては、有料道路事業の資金調達の目安として一応平成32年と予定されているものの、現在のところ、国土交通省から開通予定年度は公表されていない状況でございます。

このような中、東海環状自動車道が早期に全線開通されるよう、昨年7月には建設促進期成同盟会の総会を東京で開催するとともに、その総会終了後、三重県知事、岐阜県知事、それと、いなべ市長をはじめとする両県の8人の市町長、首長さんですが、太田国土交通大臣に要望を行うなど、沿線の県や市町と連携した要望活動を実施しております。

また、昨年11月には、三重県、いなべ市、中部経済連合会、それと、新しい取組ですが、いなべ市内で操業するデンソー、トヨタ車体、神戸製鋼所、太平洋セメントの地元代表者が合同で、国土交通省の政務官とか道路局長に要望活動を行っております。

今後も引き続き、沿線の県や市町、経済界、地元企業など、行政の枠を超えた連携を強化し、開通に向けた機運を一層盛り上げることなどにより、大安インターチェンジから県境間における開通予定の早期公表も含め、東海環状自動車道西回りが一日も早く全線開通されるように取り組んでまいりたいと考えております。

次に、アクセス道路関係でございますが、東海環状自動車道は、東員、大安インターチェンジ、ここには国道365号が、それと、北勢インターチェンジには県道北勢多度線がアクセス道路としてあります。

まず、東員インターチェンジについては、国道365号がアクセス道路として既に整備はされていますが、桑名市方面に行くアクセスを改善するという事で、県道桑名大安線、東員町中上地内において延長680メートル区間でございますが、平成17年度から念仏大橋南詰交差点の改良、これも含めたバイパス事業に着手しており、来年度、東員インターチェンジの開通に合わせ

て供用開始できるように工事を進めております。

次に、大安インターチェンジにつきましても、国道365号がアクセス道路として整備はされております。なお、いなべ市役所方面に向かう道路として、県道四日市員弁線の員弁川にかかる橋梁を含む延長900メートル区間において、これも平成19年度からバイパス工事に着手しており、来年度から橋梁の下部工に着手していく予定としております。

最後に、北勢インターチェンジにつきましては県道北勢多度線の4車線化を計画しておりまして、いなべ市役所の新庁舎建設計画もあることから、現在、国土交通省やいなべ市と整備の時期や手法等について協議を進めているところでございます。

東海環状自動車道がもたらす整備効果をさらに高めるためには、東海環状自動車道と一体となった地域の道路ネットワークの形成が重要であると考えており、東海環状自動車道の進捗に合わせまして、アクセス道路等の整備も鋭意進めてまいりたいと考えております。

〔37番 水谷 隆議員登壇〕

○37番（水谷 隆） ありがとうございます。

今、県土整備部長がおっしゃったように、どんどん整備を鋭意進めていただきたいと思います。

東海環状自動車道についてあえて私が質問したのは、我々の地域では、先ほど部長もおっしゃいましたけれども、平成32年に全線供用開始という話がずーっと出ているんですよ。今、資金の問題とか、いろんな問題があって、非常に難しいのではなからうかというような感じなんではしょうけれども、MAGロードですから三重県がトップにできないといけないんですけれども、三重県が今、一番遅れているんですよ。これを見ますと、養老から大垣のほうはもう進んでおりまして、養老インターチェンジから養老ジャンクションまでは平成29年供用開始になっているんですよ。この前、国のほうへ行ったときにいろいろ国会議員とも話をしたんですけれども、当然のことながら、岐阜県のほうはもう早く進んできているんですよ、岐阜県は。三重県が遅れ

ているんです。もちろん大安インターチェンジまでが平成30年にできると、こういうことでございますけれども、その先、北勢インターチェンジのところまでちょろちょろと行って、あと下に行ってつながっていかないんですよ。とてもじゃないけどこういう状況では、産業が進行する、あるいは産業がもっと発展していく、あるいは企業を誘致できるという状況にはならないと思います。だから、この辺をもう少ししっかりと取り組んでいただきたい。

我々も一昨年、国のほうとNEXCOのほうへ陳情に行って、いろいろお話をさせていただきました。そのときは、随分前向きな検討、答えもいただいております。しかし、先日も知事に、岐阜県と三重県の県境の市町、いなべ市、東員町、そして海津市、あるいは養老町の皆さん方と全線供用開始についての要望を強くさせていただきましたけれども、そういったことにつきまして、三重県として強い要望を上げていかないと、絶対に平成32年も供用開始できないとまだまだ延びていってしまいます、これは。せっかく東京オリンピック、そして、また、パラリンピックがある中で、こういったものがこの時点で開通できないということは非常に厳しいと思いますので、ぜひともよろしく願いをいたします。これができていかないという障害が何かほかにあるのかもしれませんが、それは三重県として取り除いていただきたい。

そして、アクセス道路ですけれども、北のほうは特に、我々、いなべ、東員のほうから桑名に抜ける道というのは非常に渋滞しております、いつも。今はいなべから多度へ抜けて、多度から桑名へ抜けていく狭い道があります。これ、東名阪自動車道の桑名東インターチェンジのほうへ続いていく道ですけれども、これにおいてもほとんど通勤の人はそっちへ抜けていくわけですよ。これが全く整備されていない。これは都市計画道路であるということも聞いておりますけれども、そういったことも含めて、ぜひとも進捗していただきたいと思います。

県土整備部長は、今年でもう、あと1カ月ぐらいで定年されるのかなという気がいたしており、非常に残念ですけれども、置き土産にひとつしっかりと

とした対応をしていただきたいなど、このように思いますので、よろしくお
願いをいたします。

最後に、看護職員の確保対策ということで、少し質問をさせていただきます。

看護職員確保対策については、医師確保対策とともに、医療分野の人材確保という点では重要な取組の一つであり、以前から真剣に取組はしていただ
いておりますけれども、まだまだ進んでいないというのが現状であります。
平成26年度においては幾つもの看護職員確保対策事業が実施されております
けれども、医療の高度化、患者の高齢化、重症化、医療機能分化により、ま
ずまず看護需要が高まりつつある中、あえてこの質問をさせていただきます。

看護職員確保対策については、とりあえず3点ばかり質問をさせていただ
きたいと思いますので、医療対策局長、よろしくお願ひします。

まず、三重県の看護師の需給状況の認識として、平成24年末の三重県にお
ける看護師数というのは1万4095人、人口10万人当たりでは766.0人であり、
前回の調査、平成22年ですけれども、からは増加し、全国平均の796.6人に
比べ30.6人少ない状況であります。

また、平成25年度に実施した医師・看護師需給状況調査結果では、看護師
の需給バランスは2020年に悪化し、その後、改善に向かうものの、2035年
においても不足することが予測され、総数の確保が課題となっております。

今後、高齢化の進展とともに医療に対するニーズは多様化し、予防や在宅
医療など幅広いサービスが求められ、それに対応できる看護師の確保は重要
な課題であります。三重県として、質の高い医療・介護サービスを安定的に
提供できる体制整備を進める上でも、看護師に期待される役割は大きいと思
いますが、そこで、県内の看護師不足の状況、現状をどのように認識されて
いるのかをお聞きしたいと思います。

次に、今後の取組ですけれども、看護師が不足している状況の中、看護学
生の県内就業率の向上を目指し、看護師等修学資金制度の活用促進、県ナ
ースセンターによる再就業のあっせんや無料相談、病院内保育所の運営支援、

相談窓口の設置、新人職員の研修体制の整備など行われ、離職防止に取り組んでいただいているところでもありますけれども、まだまだ十分とは言えない状況であり、さらに総合的な対策を行う必要があると考えます。

今年度から創設された地域医療介護総合確保基金の活用事業には、医療従事者等の確保、養成として、看護職員の確保のための事業も含まれております。

このような中、県として看護師確保対策をさらに推進するため、来年度以降、特にどのような取組を検討していただけるのか、お伺いしたいと思います。

最後に、県内就業率の改善について、平成26年3月末における県内看護師等学校養成所卒業生の就業状況では、保健師、助産師、看護師を合わせて県内就業者が641人であり、3年ぶりに600人を超え、県内就業率も77.9%となっております。さらに詳しく県内就業状況を見てみると、看護専門学校等養成所と看護系大学の比較では、養成所の県内就職率は75%でありますけれども、大学においては59.4%となっております。

今後、県内就業率を向上させることは、県内の雇用状況を改善し、地域の活性化にもつながると考えます。現在でも各看護系大学におかれては、地域推薦枠を設けるなど、県内就業率向上に向けた取組がなされておりますけれども、養成所を含めた全体の就業率を高めるためにどのようなことを考えておみえになるのかをお聞きしたい。

以上3点、よろしく願いをいたします。

〔佐々木孝治健康福祉部医療対策局長登壇〕

○健康福祉部医療対策局長（佐々木孝治） 看護職員確保対策についてお尋ねがございました。

まず、三重県の現状でございますけれども、今、議員から御紹介がございましたように、県内の看護職員数は、年々増加はしてございますけれども、今後の高齢化の進展や医療ニーズの多様化、そして、在宅や介護など、活躍が求められる場の拡大等によりまして需要面も増大することから、当面不足状況が続くものと見込まれてございます。このため、看護職員の確保対策は

ますます重要なものになっていくものと認識しております。

このような状況のもと、県としましては、看護職員の確保に係る取組を体系的に整理し、総合的に検討を行うため、医療機関、看護関係団体、住民代表などによります三重県看護職員確保対策検討会を設置し、この中で、人材確保、定着促進、資質向上、助産師確保の四つの視点から検討を行い、年度内に今後の取組の方向性について取りまとめを予定してございます。

そして、今後の取組でございますけれども、まず、看護職員の総合的な確保対策を一層推進するために、来年度より医療対策局内に看護師確保対策監を設置いたします。その上で、先ほどの検討会の議論を踏まえまして、例えばでございますけれども、男性看護師の確保だとか、新人看護職員をはじめとします研修体制の構築、復職支援策の充実などに取り組んでまいります。

また、看護職員がせっかく就職しても苛酷な勤務で離職してはもったいないというところでございまして、昨年8月に設置いたしました三重県医療勤務環境改善支援センターによる支援とあわせまして、同センターと連携しながら、看護職員などの女性医療従事者が働きやすい医療機関の認証制度を県として公的に創設し、医療機関の勤務環境改善に向けた取組を促してまいります。

さらに、本年10月から導入されます看護師等の免許保持者の届出制度、これにより把握した情報を活用いたしまして、離職された方々にアプローチしまして復職につなげる仕組みの構築を図ってまいります。

これらの取組については、必要に応じて地域医療介護総合確保基金を活用してまいります。

最後に、県内就業率の改善でございますけれども、これを上げるためには、看護系大学や養成所に県内出身者を確保することが有効と考えております。地域推薦枠を既に設けているところもでございますけれども、その他も含めまして新規の推薦枠の設置や拡充について理解を求めてまいりたいと思います。

県としましては、以上のように、看護職員を県内に確保するため、引き続き関係者と連携しながら取組を総合的に進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔37番 水谷 隆議員登壇〕

○37番（水谷 隆） どうもありがとうございました。

最後の、要するに看護系大学の推薦枠、これを私はもう少し増やすべきだと思いますので、これにつきましてはまた委員会のほうで議論をさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。（拍手）

○副議長（奥野英介） 13番 津村 衛議員。

〔13番 津村 衛議員登壇・拍手〕

○13番（津村 衛） 改めまして、こんにちは。新政みえ所属、尾鷲市・北牟婁郡選出の津村衛です。本日の最後となりました。1時間、よろしく願いをいたします。

今日は大きく3点の質問をさせていただきます。

まず、一つ目は、熊野古道について質問をさせていただきます。

昨年は、熊野古道世界遺産登録10周年を迎え、各市町で記念行事やイベントなどが開催され、多くの方に県南部に訪れていただきました。

また、熊野古道踏破キャラバンとして、津市出身の吉本芸人カツラギさんに熊野古道伊勢路170キロメートルを踏破していただき、各市町でたくさんの方々と交流をしていただき、熊野古道のPRにも努めていただきました。

また、12月13日に熊野古道センターで開催されました10周年フィナーレイベントでは、知事にも出席をしていただきましたが、熊野古道絵画コンクールの表彰式などがあり、子どもたちが、自分たちの生まれ育った地域には世界に誇れる熊野古道があるということを改めて知るすばらしい機会となりました。

10周年記念事業が事故やトラブルなく終了できたこと、そして、今年度40万人を超えるであろうという多くの方々に熊野古道に訪れていただいたことに、県や市町はもとより、これまで熊野古道を守り、支え、協力していただいた関係者並びに地権者の方々に改めて感謝を申し上げます。

また、昨年6月の一般質問において、（プログラムを示す）熊野古道アク

シヨンプログラム3の策定を求めましたが、現在、策定に向けて取り組んでいただいておりますし、3月1日には熊野古道協働会議が開催され、熊野古道の関係者が一堂に会し、意見交換や今後の調整などを行っていただく予定になっています。

さらには、海外からの誘客に向けた取組を強化するという県の積極的な姿勢もうかがえます。また、熊野古道サポーターズクラブの創設など、県として世界遺産熊野古道をあらゆる面からサポートできる体制を構築していただいております。

2月補正を含めた新年度予算を見てみますと、地域連携部では、熊野古道を活用した交流人口の拡大と地域経済の活性化を図るための事業として約5000万円。それに対して、17日の議案聴取会で東議員からも御指摘がありましたが、熊野古道を保全するための教育委員会の予算として、世界遺産紀伊山地の霊場と参詣道を良好に保管理ずるとして約35万円の計上。しかも、この事業は熊野古道を直接保全するための予算ではなく、会議費ということです。

保全と活用の予算が教育委員会と地域連携部になぜ分かれているのかといえますと、熊野古道の中心地域は国の史跡等に指定されておりまして、文化財保護法により保全されるため、保全目的の予算は県教育委員会が、熊野古道を活用した地域振興の予算は地域連携部となります。

熊野古道を活用し、地域振興につなげていこうという県の取組は心強く思っていますが、10周年を終えた今、熊野古道の道そのものを守っていく保全という取組について今後どうなっていくのか、不安に感じています。

10周年を終えた今、熊野古道を歩くとごみはほとんどなく、草刈りや倒木の撤去なども行き届き、きれいに整備はされていますが、その反面、道自体が痩せ細り、いつ崩れるかわからない危険な箇所や構造物の老朽化などがかなり進んできている状況です。

国内外から多くの方々に熊野古道に訪れていただいても、歩いてもらう道そのものが適切に管理されていない危険な状況であれば、大きな事故やトラ

ブルが発生することも想定されるのではないかと危惧をしていますし、私は、熊野古道が適切に保全されてこそ活用であるというふうに認識をしています。現在は、熊野古道サポーターズクラブの方々の協力も得ながら、地域で地道な保全活動がなされていますが、それだけでは追いついていかない現状であります。

そこで、10周年を終え、次の10年につなげていくために、まずは昨年度実施していただいた10周年の記念事業の総括をお願いしたいと思います。

さらには、保全活動に対する県教育委員会の見解について、また、今後の熊野古道サポーターズクラブの取組、熊野古道集客に向けた今後の戦略などについても伺いをいたします。

〔森下幹也地域連携部南部地域活性化局長登壇〕

○**地域連携部南部地域活性化局長（森下幹也）** 熊野古道に関しまして4点お尋ねいただきましたところ、私のほうからは、10周年事業の総括と今後の取組、熊野古道サポーターズクラブの今後、集客に向けた戦略の3点についてお答えをさせていただきます。

まず、10周年事業の総括でございますけれども、熊野古道の世界遺産登録10周年という節目を観光振興や地域の活性化につなげるために、地域を挙げて様々な主体による記念事業が各地で展開をされてまいりました。県におきましても、市町、民間事業者等と連携し、地域のにぎわいの創出と次世代に向けたメッセージを発信するために、記念式典や記念行事などに取り組んでまいりました。

熊野古道に関連した様々な取組を行ってきたことで、メディア等での露出が全国的にも増加しておりまして、地域でのにぎわいや熊野古道への関心の高まりにつながってきたものと感じております。

これらの取組によりまして、熊野古道語り部による案内者数は、議員のほうからも御紹介がございましたけれども、前年を大きく上回っておりまして、来訪者数が過去最高となるような見込みでございます。

一方で、これも御指摘にありましたけれども、語り部や保存会の方々をは

はじめとする熊野古道を守り伝える担い手の不足などの課題も出てまいっております。

これらを踏まえまして、次の10年につなげていくためには、熊野古道伊勢路の価値を次世代に伝える体制づくりや、10周年のにぎわいを継続、拡大していく必要があると考えております。

そこで、2点目の熊野古道サポーターズクラブにつきましては、世界遺産登録10周年をきっかけに、広く古道のファンを募集して、将来的に保全啓発活動へ御参加いただけるような人材の掘り起こしにつなげていくことを目的に、昨年5月に設立しまして、1月末現在で752名の方々に登録をさせていただいております。会員の方には定期的な情報提供を行っております。地元保存会と連携しながら保全体験の活動とかにも参加していただいております。そして、その中から語り部の認定を受けた方や保存会に加入された方も出てきておりまして、心強く思っております。

そこで、引き続き熊野古道サポーターズクラブへの加入の促進も図りながら、将来的により多くの方々が古道を守り伝える活動に御参加いただけるよう取り組んでまいりたいというふうに考えております。

3点目の集客に向けた戦略につきましては、引き続き熊野古道伊勢路への集客を促進させるために、古道沿いを含めましたきめ細かい魅力の発信に加えまして、歩きやすい環境の提供が必要だというふうに考えております。

新年度は、伊勢路を結ぶをキーワードに、スマートフォン向けのナビサイトの提供でありますとか、周遊の促進を図るための電子スタンプラリーの開催などに取り組んでまいります。

また、国等が行いますインバウンド誘致の取組に合わせまして、東紀州地域での受け入れ体制を充実させるために、外国語パンフレットの作成でありますとか、熊野古道センターでの案内機能の整備を進めてまいりたいと思っております。

さらに、現在、域外から東紀州地域への来訪促進、消費喚起につながる観光利用券の発行についても検討しております。

これら事業を総合的に取り組むことで、10周年事業の成果を一過性に終わらすことなく、にぎわいの継続、拡大を図りながら、地域経済の活性化につなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔山口千代己教育長登壇〕

○教育長（山口千代己） 私のほうからは、熊野古道保全の現状と今後の取組について御答弁を申し上げます。

答弁に先立ちまして、まず、熊野古道の維持管理につきましては、日ごろより地域の方々の熱意と献身的な御尽力によって支えられていますことに、まずは感謝申し上げます。

世界遺産紀伊山地の霊場と参詣道は国指定史跡として保護されており、三重県保存管理計画により、保存管理に関して、第一義的には当該遺跡などが所属する市町が責任を持って当たり、県は全体的、包括的な保存管理を行うものとされています。

そこで、県教育委員会としましては、その文化財的価値の重要性を十分に認識し、県が各地域に配置した文化財保護指導委員による巡視や、市町への専門的見地からの技術支援、現状変更に際しての文化庁との協議などを行い、文化財保護法に基づいて保存を図っているところでございます。

また、コアゾーンにおいて、文化財の管理団体である市町が実施する史跡としての整備事業や、日常の維持管理の範疇を超えるような毀損が発生した場合の復旧事業について、国指定史跡を対象とした国の文化財補助金を活用し、それに対して県も上乘せ補助を行い、市町の負担軽減を図っています。

加えまして、災害が発生した場合には、県教育委員会は文化庁と協議し、世界遺産が文化財としての価値を損なうことがないように、市町に対して専門的、技術的かつ適切な指導、助言を行い、復旧事業を進めることとしています。

具体的な事例といたしましては、平成23年の紀伊半島大水害に際し、被災いたしました風伝峠道、横垣峠道について、石畳の測量、図面作成などの技

術的支援を行い、関係市町や関係部局とも連携して復旧に当たってまいりました。

県教育委員会といたしましては、今後とも関係市町や関係部局と連携しながら、また、地域の方々の御尽力もいただきながら、そして、こうした補助金の活用や技術的支援等を一層進め、世界遺産の適切な保存を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔13番 津村 衛議員登壇〕

○13番（津村 衛） ありがとうございます。

答弁をいただきましたので、順次質問をさせていただきたいと思います。

総括もいただきましたが、やはり、ちょっと先ほどの教育長の答弁、聞かせていただきました。非常に悲しい顔をしていませんか。もっと力強く、熊野古道をどう保全していくかというあたりの意見、聞かせていただきたかったなというふうに思っております。

先ほどの教育長の話聞かせていただきますと、やはり大きく崩れたり壊れたりしたときは、国の文化財保護法に基づいてしっかりと文化財を保護していく、そのために国からの補助も受けて、県として上乘せもして、補助して修繕していきますというふうな話かと思うんですが、それとともに、もう一つは、一義的には市町が修繕をするというふうな形で、確かにそれはアクションプログラムにもそういうふうには書かれてはいるんですが、実際のところ、じゃ、関係する市町が当初予算の中に熊野古道を保全するための予算が組み込まれるかということ、実際はそこまでやはり組み込めるほどの財政力はございません。しかも、先ほども言いましたように、崩れたりしたから修繕するというのは、これはわかります。でも、今、地域として求めているのは、やはり壊れてからの修繕ではなくて、壊れないためにふだんからどういうふうに保全していくかと、このあたりにもう少し手厚いサポートがあってもいいのではないかというふうな意見ということも理解していただきたいなというふうに思います。

実際は、今、地域の方々の献身的な活動とともに、やはりもう一つは、イオンとか第三銀行からの寄附もいただきながら、その中で保全活動もしていただいているところであります。しかし、やはりさっきも言わせていただきましたけど、そういう地道な活動だけではなかなか追いついていかない、そういう現状があるということをぜひとも御理解いただきたいというふうに思います。

被害が発生してから行政が対応するというのではなくて、最初から、もし被害が出ないように保全するというのを最初のうちから考えて事業をしていけば、最終的にトータルで考えれば保全の費用も少なくて済むのではないかなというふうに思います。ですので、県としても財政難ということもありますし、あくまでも熊野古道、世界遺産だからということではなくて、文化財の一つとして、壊れたら修繕していきますというスタンスではなくて、やはり世界の遺産として熊野古道があるわけですし、6年ごとに熊野古道もモニタリングを受けます。そのときに適切に保存管理されていなければ、御承知のことだと思うんですが、危機にさらされている世界遺産という非常に不名誉な登録をされる可能性もございます。そのこともしっかりと視野に入れていただきながら、やはり今後とも各市町の教育委員会としっかりと連携をとっていただき、少しでも修繕と保全が進むようにサポートなり助言なりをしていただきたいなというふうに思いますが、もう一度その辺、教育長の御答弁をお願いしたいと思います。

○教育長（山口千代己） 議員から様々な、補修する前にきちんと事前の手当てができないとか、提案もいただきました。私どもも、教育委員会のほうでは、国、県の指定文化財等を1058点所管しておりまして、市町の皆さん方から様々な御要望をいただく中で、史跡連絡協議会、整備連絡協議会、2団体あるのでございますけれども、その方々とも熊野古道について話し合う場を今後持っていければなということで、それぞれの所有者はそれぞれの思いを持って、文化財を守り伝えていきたい、活用していきたいという思いがございます。そういう中で、ある一定の予算の中で、熊野古道についてもこう

いう市町からも意見が出ているよということを上げてもらって、全体の中で調整を図ってまいりたいと思っておりますので、まずは問題提起をいただいたということで、今後、連絡協議会等で話し合ってもらいたいと思います。以上です。

〔13番 津村 衛議員登壇〕

○13番（津村 衛） ありがとうございます。よろしく願いをいたします。

続きまして、熊野古道サポーターズクラブについてちょっとお伺いをしたいと思います。

先ほどからいろいろとお話をさせていただいておりますが、誤解のないように聞いていただきたいのは、地域として、地元として、例えば熊野古道の保全も活用も全て行政でやってくださいねということを望んでいる人はいません。やっぱり地域として、自分たちの熊野古道を自分たちでできる限り自分たちの力でやっていこうとする活動はきちんと根づいています。それはそれであるんですが、やはり先ほどの話の中にもありましたように、大規模な保全とかとなりますと、自分たちだけではなかなか手が出せないというようなところがございます。

そんな中で、先日の21日土曜日、地元紀北町の始神峠の保全活動が行われました。ここには、伊勢農協の紀伊長島支店の皆さんが社会貢献の一環として当日参加をしていただきました。伊勢農協は、それぞれ各事業所がそれぞれの地域で社会貢献活動をやりなさいというふうに言われているようでして、紀伊長島支店としては、地元の熊野古道サポーターズクラブに登録して保全活動をしていただくということを選んでいただいたということです。

当日、僕も参加をさせていただいたんですが、始神峠を守る会の方々の話を聞きますと、作業自体も早く終わることができたし、これまでふだん手つかずのところを整備することができて非常に助かったということで、熊野古道サポーターズクラブについてすごく感激をしておりました。

ですので、今のなかなか保全の予算というのがつかないというような状況の中で、一番現実的に熊野古道をしっかりと保全していくためには、やはり

熊野古道サポーターズクラブの方々の協力というのが必要不可欠なのかなというふうに思っております。

そのためにも、今後はサポーターズクラブの方々と地域との連携、先ほど南部地域活性化局長も言われましたけど、確かに昨年つくっていただきましたけど、これまで何度か地域には入っていただいているんですが、実際のところ、地域の方々とサポーターの方々と連携とか交流というのが今まであんまりなかったように思います。ですので、これからはしっかりと、そのあたりの連携や交流、このあたりが一番必要になってくるのかなというふうに思います。

それとともに、多くの方々に入っていただくための加入促進をしていくというような話、ございました。確かに加入を促進して多くの人に参加していただくというのは大事なことだと思うんですけど、熊野古道サポーターズクラブのあり方というのももう一度、1年たって精査をしていかなければいけない、より強力なものにしていかなければいけないというふうに思います。具体的には、例えば機動力のあるサポーターの方々と、事業所であったり企業の方々をお願いして、いわゆる一般の方々の軽い草刈りであったりごみ拾いであったりというサポートとは別に、もっと大がかりな修繕とか保全にもかかわってくれるような、そういう特定の団体の方々にもサポーターズクラブに登録をしてもらおうとか、あるいは、サポーターズクラブを加入促進していくという思いはすごくわかったんですが、ホームページを見させていただきまして昨年末から更新されていまして、そういうことも含めまして、もっと目に見える形でのPRというのも力を入れていただきたいなというふうに思いますので、そのあたりについて南部地域活性化局長から御意見いただけましたらお願いしたいと思います。

○地域連携部南部地域活性化局長（森下幹也） 確かに熊野古道の保全に関しましては、本当に地域の皆さんに助けていただいて保全が成り立っているような状況でございます。繰り返しになりますが、熊野古道サポーターズクラブをつくりましたのは、そういう方々のお助けというか、将来的には緩やか

に変われるようなことを目指してやってまいりました。そこで、保全という意味からも、サポーターズクラブの会員の方に昨年から、御紹介もございましたように、保全活動の体験を、先ほども申し上げましたが、しております。その中には県外からずっと来ておられるような方もございまして、非常に私としてはうれしく思っております。

去年の5月に始めまして今日ということでございますので、新年度はしっかりとその辺の検証もしながら、このサポーターズクラブをしっかりとしたものにしていきたいと思っております。

それと、企業のCSRという観点での御指摘もございました。今現在も法人会員として入っていただいている企業もございます。先だってもちよつとお話しておったんですけれども、新年度、どういう活動をしていこうかというような話し合いも進めておりますので、そのあたりも取り組んでみたいというふうに考えております。

〔13番 津村 衛議員登壇〕

○13番（津村 衛） よろしくお願いをしたいと思います。

また、次に、今後の戦略についても少し質問をさせていただこうとは思っていたんですが、要望にとどめさせていただきたいと思えます。

既に新聞等で報道はされているんですが、熊野古道の新たな取組として、和歌山県田辺市がスペインのガリシア州サンティアゴ・デ・コンポステーラ市と観光交流協定に基づいて共通の巡礼手帳というのを発行しまして、アメリカ人のエリック・ブルースさんが二つの道を歩いた巡礼者の第1号として認定をされ、記念品などを受けたというふうな取組もございます。

このサンティアゴ・デ・コンポステーラの巡礼道は、熊野古道と同じく、世界でも非常に珍しい巡礼の道、世界遺産でございます。和歌山県とガリシア州は1998年に、姉妹都市じゃなくて姉妹道の提携を結んでいます。

今回、県としても観光・国際局の海外誘客推進プロジェクト事業において、忍者、海女、F1など、三重県のクールジャパン資源を活用したプロモーションや情報発信を強化していただいていますし、熊野古道についても、外

国人観光客を含めた交流人口の拡大のためには、やはり今後は同じ巡礼の道としての三重県とサンティアゴ・デ・コンポステーラ市との連携なども、今後の長い目で見る上で、提携というか、連携していく、そういう取組も必要ではないかなというふうに思います。

また、先ほど南部地域活性化局長の話の中にも少しございましたが、伊勢路を結んでいく、こういう観点におきましては、熊野古道は170キロメートルありますが、その中で世界遺産に登録されているのはごくわずかで、それ以外をしっかりと地域の方々が守って、熊野古道は一つの1本の道なんだということで取組をされている方々もたくさんいらっしゃいますので、そういう方々との連携も含めまして、しっかりと伊勢神宮から1本の道として、県として取り組んでいただきますよう要望させていただきます。

それでは、二つ目に入らせていただきます。

昨年度に引き続き、重点テーマである少子化対策として、「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」、以下、スマイルプランと言わせていただきますが、その推進に取り組んでいただきます。

ライフステージごとに切れ目のない対策として、子ども・思春期、若者／結婚、妊娠・出産、子育てと、各ライフステージに合わせた事業として、小規模放課後児童クラブへの補助の拡大や一般不妊治療への助成など、今回計上された事業の一つ一つの必要性については理解できますし、三重県として少子化対策に取り組む積極的な姿勢が伝わってきます。これらの取組によって、不妊や不育症、子育てなどに悩む夫婦だけではなく、全県民の幸福実感の向上につながることを期待しています。

しかしながら、ライフステージごとの対策は講じていただいておりますが、その大前提である1人の人間としてのベースとなる心と体の健康づくりという視点が少し欠けているように感じますし、心と体の健康づくりを加えることによってスマイルプランがさらに充実する、まさしくフルバージョンとなるのではないかというふうに考えています。

そのためにも、スマイルプランに、平成25年3月に策定した三重の健康づ

くり基本計画を連動させていくことが重要ではないかと考えます。

スマイルプランが子ども・思春期から子育てまでの各ライフステージに対する取組であるのに対して、三重の健康づくり基本計画は、ヘルシーピープルみえの成果や課題に加えて、平成25年度からの10年間ににおける全ての県民の健康づくりに関する取組を定めたものです。

この計画では、心と体の健康に関する取組とともに、健康づくりに関する社会環境を整備する取組を推進し、健康であることを実感できる県民の増加を目指すという計画です。

計画の基本方針といたしましては、一つ目に生活習慣病対策の推進、二つ目にメンタルヘルス対策の推進、三つ目にライフステージに応じた健康づくりの推進、四つ目に「協創」による健康な社会づくりの推進の四つが挙げられています。

この基本方針からすると、やはりスマイルプランと三重の健康づくり基本計画はしっかりと連動させていかなければならないと考えますが、そういった記述がどこにも見当たらないと思います。この二つの計画の関連性についての御所見をお伺いします。

〔西城昭二健康福祉部子ども・家庭局長登壇〕

○健康福祉部子ども・家庭局長（西城昭二） みえ子どもスマイルプランと三重の健康づくり基本計画についてお答えをいたします。

このたび最終案を取りまとめましたみえ子どもスマイルプランは、狭い意味での少子化対策にとどまらず、子どもにかかわる様々な課題を含んだものでございまして、教育や医療、保健などの広範な分野と密接な関連がございまして。しかしながら、関連する全ての分野の取組を漏れなく取り入れることは困難であるため、子ども・思春期、若者／結婚、妊娠・出産、子育てなどのライフステージごとに明らかになった課題を解決するという観点から取捨選択をして盛り込むことといたしまして、よりどころとなる計画がある教育や医療、保健などの分野につきましては、基本的にはそれぞれの計画に委ねることとしたものでございます。

健康づくりにつきましては、議員御指摘もございましたように、子どもが豊かに育つ上で大前提となるものでございますけれども、先ほど申し上げました考え方に基づき、その推進につきましては三重の健康づくり基本計画に委ねることといたしまして、みえ子どもスマイルプランへの記載につきましては、若年層のひきこもり支援や自殺対策など、一部のものにとどめるものとした次第でございます。

〔13番 津村 衛議員登壇〕

○13番（津村 衛） それぞれの計画に委ねるということでありますが、1枚の紙にまとめるのは無理だとは思いますが、スマイルプランの中にはやっぱりそういうふうな記述もしっかりと書き込んでいただきたいというふうに思います。それぞれ関連する、それぞれの計画に委ねるということを一言、やはり書いていただければなというふうに思いますし、本来、私は全ての計画のもとになるぐらい三重の健康づくり基本計画は非常に大切なものだなというふうに思っていますので、それぞれに委ねるとはいいつつも、しっかりと連携しながら取組をしていただきたいなというふうに思います。

私は今回、三重の健康づくり基本計画というのを、これなんです、（現物を示す）これを見せていただきました。これの四つの基本方針の中で、私自身が特に重要であると認識をしているのが、三つ目のライフステージに応じた健康づくりの推進の中にある、栄養と食生活についてという項目です。

この栄養と食生活の項目では、10年後に目指す姿として、三重県食育推進計画に基づき、健やかで心豊かな生活の実現を目指し、食生活に関する情報が適切に提供され、家族や身近な人々と一緒に食育に取り組み、適正体重を維持し、県民一人ひとりが質、量ともにバランスのとれた食事を楽しんでいると記載されており、今度はこの基本計画に続いて、三重県食育推進計画、（現物を示す）こういったものが誕生してくるわけであります。

この第2次三重県食育推進計画なんです、これは、平成27年度が最終年度であります。この計画の推進に当たっては、五つの目標を掲げています。

一つ目は、朝食を毎日食べる小・中学生の割合についてなんです、平成

22年度には小学生が89.1%、中学生で83.1%となっている割合を、平成27年度までにはそれぞれ100%に。

二つ目は、学校給食における地場産物を使用する割合についてですが、平成22年度には県平均で27.7%となっている割合について、平成27年度までには40%に上げるとされています。

三つ目は、栄養バランス等に配慮した食生活をしている人の割合について、平成23年度には31%となっている割合を40%以上に。

四つ目は、メタボリックシンドロームの予防、改善に努めている人について、平成23年度に35%となっている割合を45%以上に。

五つ目、県の食の安全の取組の認知度について、平成22年度に48%となっている割合について、27年度までに55%に上げるというふうに計画がされています。

以上、この五つの目標を掲げているわけなんですけど、平成27年度、最終年度を迎えるに当たって、現状と達成の見込み、また、課題などについてお伺いをいたします。

〔橋爪彰男農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（橋爪彰男） 第2次三重県食育推進計画における数値目標、その状況と今後の課題等についてということで、三重県食育推進計画は、県民の皆さんの心身の健康と豊かな人間形成を目指しまして、食に関する知識や食を選択する力を高め、望ましい食生活を実践していただくことを目的として策定しているものでして、第2次三重県食育推進計画は平成23年度に策定しております。

第2次推進計画に位置づけた目標のうち、県の食の安全の取組の認知度ですが、県民の皆さんが安全・安心な食生活を実践していくためには、行政や事業者の取組を知り、正しい知識と理解を深めていただくことが重要であると考えて設定したところです。

その達成状況ですが、これはe—モニターを活用して把握をしておりますが、平成26年度実績は64.3%ということで、目標としておりました55%を超

えたところでございます。

その一方で、大学生をはじめ若い人たちは食の安全に対する関心が低い傾向が見られますので、より多くの県民の皆さんに食の安全に対する正しい知識と理解を深めていただく必要があるというふうに考えています。

このため、食の安全の確保に関する県施策の充実に努めるとともに、高校や大学、若い世代が集まるイベント等における啓発活動に力を入れていくなど、食の安全に関する取組の強化に努めていきたいと考えています。

〔佐々木孝治健康福祉部医療対策局長登壇〕

○健康福祉部医療対策局長（佐々木孝治） 三重県食育推進計画では、食育を通じて県民の健康の確保を図る観点から、個人が適切な判断のもと、バランスのとれた食生活を送っていること、生活習慣病の予備群とされております内臓脂肪症候群、いわゆるメタボリックシンドロームの改善に努めていることを目標として取組を進めることとしております。

それぞれの目標値についてでございますけれども、まず、栄養バランス等に配慮した食生活をしている人の割合は41.8%と、目標の40%を達成しています。

また、メタボリックシンドロームの予防、改善に努めている人の割合も、48.7%と、目標の45%を達成してございます。

以上のように、目標値については両者とも達成しているところではございますけれども、課題といたしましては、10代後半から20代の女性に、標準レベルを下回る、いわゆる痩せが多いこと、そして、メタボリックシンドロームの予防、改善の取組が続かない人が多いことなどが挙げられます。

このため、引き続き、ライフステージに対応した栄養バランスの普及啓発や保健所におけます食生活の相談並びに特定健診、特定保健指導の取組を進めてまいります。

以上でございます。

〔山口千代己教育長登壇〕

○教育長（山口千代己） 私のほうからは、朝食を毎日食べる小・中学生の割

合及び学校給食における地場産物を使用する割合の現状と達成見込み、課題について御答弁申し上げます。

第2次三重県食育推進計画では、朝食を食べる小・中学生の割合の目標は100%で、本年度の状況は、小学校では87.6%と全国平均をやや下回り、中学校では83.8%と全国平均とほぼ同じではございますが、目標に対して届いておりません。

朝食をめぐるのは、社会構造の変化に伴い、生活時間の多様化とも相まって、朝食を食べない子どもや子どもだけで朝食を食べる孤食など、家庭によっては健全な食生活を維持できないなどの課題がございます。

また、学校給食における地場産物の使用割合の目標は40%で、平成25年度は全国平均より2ポイント高い27.8%で、本年度の見込みは31.1%となり、上昇傾向でございます。

しかしながら、地場産物の導入をさらに進めるには、生産者と学校給食実施者との間で地場産物の安定した数量確保などの課題がございます。

そのため、県教育委員会では、朝食の大切さについて、まずは家庭への啓発が重要と考え、みえの学力向上県民運動を通じて、市町教育委員会の協力、県PTA連合会との連携により、平成26年度から生活習慣チェックシートの活用に取り組んで頑張っているところでございます。

また、子どもたち自身が朝食の大切さや、地場産物とその生産者への理解を深めるため、公益財団法人三重県学校給食会と連携して、小・中学生を対象に、「みえの地物が一番！朝食メニューコンクール」を実施しています。

さらに、学校給食における地場産物の使用については、毎月、みえ地物一番給食の日の設定、市町教育委員会への直接訪問での依頼、みえぎょれん、JA三重などの生産者団体なども入った地場産品導入促進検討会で検討、開発されたマイワシのスチームなどの食材の積極的な活用や、生産者や学校給食関係者が連携した取組の優良事例を紹介し合い、地場産物の利用促進を働きかけています。

今後は、朝食を毎日食べる小・中学生の増加及び学校給食における地場産

物の使用割合の増加に向けて、これまで以上に取組を強化するとともに、関係機関、団体等と一層緊密に連携を図りながら、目標達成に向けてしっかりと頑張ってもらいたいと思います。

以上でございます。

〔13番 津村 衛議員登壇〕

○13番（津村 衛） ありがとうございます。

1から5までの項目の中で、3番目、4番目、5番目については目標を達成しているということで、学校教育に関する、いわゆる朝食と学校給食については、上昇しているものもあるし、現状のまま、ほぼ横ばいのものもあるし、少し減っているものもあるということで、今後、力強い取組が求められるというふうに思います。

朝食を食べない子どもたちというのは、いわゆる生活習慣病の原因になるとも、今、言われています。また、子どもたちの場合は集中力が低下し、授業にも支障を来し、学力にも影響を及ぼすのではないかというふうに言われています。

ここで忘れてはならないのは、子どもたちが朝食を食べない理由は何なんだろうということも忘れてはいけないのかなというふうに思います。なぜ食べていないのか、食べないのか、食べられないのか、それとも食べるような環境ではないのか、そういうふうなことも含めて、子どもたちがどういった環境によって朝食を食べていないのかというあたりも全部ひっくるめてサポートしていただけるような、そういう取組をぜひとも進めていただきたいなというふうに思います。

また、先般報道されました、厚生労働省が公表しましたデータによりますと、三重県民の男女ともに野菜の摂取量が全国でも非常に低位であるというふうな報道がなされていました。男性ですと47都道府県中35位、女性ですと39位。要するに、これだけ自然が豊かな三重県だと言われながらも、野菜を摂取する割合が非常に、全国の中でも低位にある、このことはしっかりと受けとめていかなければいけないというふうに思いますし、他県ではもう既に

野菜摂取量の底上げのための取組というのが結構行われています。

そのことも含めまして、しっかりと取り組んでいただきたいというふうに思いますし、地場産物の学校給食の使用については、やはり先ほど説明もありましたけど、安定供給の問題であったり費用の問題も含めて、かなり手間も時間もかかることだというふうに私自身も理解しています。イメージ的には、地域でとれたものを地域で食べるというのは簡単なのかなというふうには思うんですが、実際のところ、学校給食でとなると非常に、いろんな、幾つもクリアしなければいけない課題があるということは十分に理解はしています。しかし、子どもたちの心と体の健康づくり、あるいは食育の重要性を考えたときに、それがたとえ手間暇、時間であったり費用がかかることであったとしても、やはり三重県としてはしっかりと進めていただきたいというふうに思いますし、平成25年の教育警察常任委員会の長田隆尚委員長のほうからも、しっかりと取り組んでいただくようにという委員長報告がございましたので、ぜひともお願いをしたいと思います。

今回、いろいろと事業を見てきたんですが、食を売り込むという事業というのは結構予算が組み込まれていたというふうに思います。例えば、ミラノ国際博覧会に出展する事業であったり、全国菓子大博覧会であったり、あるいはみえフードイノベーションであったり、海外販路拡大チャレンジ事業であったりと、いろんな県内のものをどんどん外に売り出していこうというような事業はたくさん今回計上されてきました。

しかし、やはり、外に売り出すことも大切ですけど、本来食のポテンシャルが高いと言われている三重県に住む三重県民がしっかりとその地域の食を理解しているのかどうか、食を理解し、食を知りながら、自分たちの食を改善もしながら、本当に三重県民が健康であるということがやっぱり一番大事なかなというふうに思いますので、外に売り出していくことと同時に、三重県全体の食を通じての健康づくり、これも忘れずにしっかりと取り組んでいただきたいというふうに思います。

知事もお子さんがお生まれになりましたということで、やはり自分の子ど

もに、じゃ、どういったものを与えるのか、食事を与えるのかというのはすごく神経をとがらすことだと、それはどこの親でもそうだというふうに思います。例えば食品添加物一つにしても、海外では既に規制されているものでも日本ではまだ規制されていないというものがたくさんあるそうです。人間というのは、やっぱり食べたものから栄養をとって成長します。ということは、どんなものを食べるのか、それがこれからの人生にとってすごく影響してくるというふうに私自身は思っています。

食を見直すことによって、私は、三重県内の農業であったり漁業であったり、いわゆる地場産業をしっかりと支えていくという取組にもつながっていくのではないかなというふうに思いますので、そのことも含めまして、知事、もしよければ、食育についてコメントをいただけたらなというふうに思います。

○知事（鈴木英敬） 今、津村議員がおっしゃっていただいたように、食育の重要性、私も理解しています。

たまたま、昨日は尾鷲の方からいただいたブリを妻と息子と一緒に食べたところでありまして、本当に、食育、何を食べるのかということもそうですし、私たちの先人たちが築いてきてくれた生活に根づいた文化、これが食というものにあらわれていると思いますので、それを大事にするということとはとりもなおさず、私たちが先人たちの努力に対して敬意を払うということだと思いますし、地域を大事にするということだと思いますので、今後、平成27年度末で終了する三重県食育推進計画の次なる展開も含めて、しっかりと食育推進について検討してまいりたいと思います。

〔13番 津村 衛議員登壇〕

○13番（津村 衛） ありがとうございます。

それでは、三つ目の質問に入らせていただきます。

移住対策について質問をさせていただきます。

移住希望者に対する相談体制の強化と移住に関する様々な情報提供などを目的に、東京有楽町にある東京交通会館に移住相談センターを開設し、首都

圏から三重県への移住を促進させるとして、2月補正並びに27年度当初予算に約4000万円計上いただいております。

この移住・定住対策については、平成19年に稲垣議員が二地域居住について一般質問をされています。当時の背景には2007年問題があり、団塊の世代が全国で200万人以上定年退職されるということで、団塊の世代をターゲットに二地域居住先として本県に来ていただき、地域の活性化に協力してもらってはどうかという質問でありました。質問に対して、大阪や名古屋を中心に、大都市圏からの二地域居住先として本県は大きなポテンシャルを有しているが、地域住民と摩擦を生じるケースも聞かれることから、受け入れ側の地域や市町の意向を尊重しながら支援等に取り組むと答弁をされています。

当時の背景と大きく違うのは、田舎暮らしを希望する年齢層の変化だというふうに思っています。ふるさと回帰支援センターは田舎暮らしを希望する方々に対して相談や情報発信を行うNPO法人ですが、そのセンターの利用者の年代の推移を見てみますと、リーマンショック以後、20代から40代の利用者が年々増加していることから、ターゲットが団塊の世代だけではなく、20代から40代の比較的若い世代、子育て世代が地方での生活を希望するというニーズが高くなっているということであり、情報に敏感な若者に対して率先して情報発信をしていくという取組には、私は大いに期待をしています。

移住・定住対策はこれまで、少子化、過疎、高齢化、人口減少に危機感を持った県南部の市町が南部地域活性化局とともに、首都圏や中部、関西で相談会やセミナーを開催し、移住・定住対策を進めてきました。その中で今回、全県下的に移住、定住に取り組むという方針が出されたわけですが、そこでお伺いをいたします。

これまで南部地域の取組から、全県下的に移住対策に取り組むという理由につきまして、知事の見解をお伺いしたいと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） なぜ今、県内全域での移住対策が必要かということについて、少し答弁させていただきたいと思います。

本県の人口は、平成20年の187万人をピークに減少に転じており、近年では、死亡が出生を上回る自然減で約4000人、転出超過による社会減で約2000人、合わせて約6000人の人口が毎年減少しています。

人口減少は深刻な問題で、私は強い危機感を持っており、自然減と社会減に対して幅広い視点から、でき得る限りのあらゆる手段や対策を講じ、減少のスピードを緩めながら、豊かで活力ある社会をつくっていく必要があると考えております。

そうしたことから、人口の社会減への対応として、「学ぶ」、「働く」、「暮らす」のライフシーンごとの取組を一体的に展開していくこととし、そのうちのひとつとして移住対策の強化を図ることとしたところであります。

移住に関しましては、先ほどの議員の御質問と少し重なりますけれども、内閣府が平成26年度に行った、東京在住者の今後の移住に関する意向調査において、約4割の人が地方への移住を検討している、または検討したいと考えており、こういうタイミングをしっかりと捉まえることが重要であると私としては考えております。

一方で、地方への移住を考えている人の4割が移住に関する情報が十分でないと感じているという結果が出ております。

また、昨年12月には国においてまち・ひと・しごと創生総合戦略が閣議決定され、東京一極集中の是正に向けて、地方への新たな人の流れをつくることが目標とされ、全国の自治体が一斉に取組をスタートするという状況になりました。したがって、他の自治体におきましても、人の流れをつくるために移住促進などの取組が強化され、競争が激化するのとは必至で、何もせず座しているだけでは結果は得られず埋没するだけと危機意識を持っております。

こうした移住に対するニーズや本格化する地方創生の動きに的確に対応していくため、これまで移住フェアなど単発では取り組んでまいりましたが、より強固な体制の構築の必要性から、移住に関する相談をワンストップで受けられる窓口として東京に移住相談センターを開設するとともに、南部地域活性化局で取り組んできた移住対策を県内全域に広げることとしました。

県内全域という点につきましては、移住者の方のニーズが様々であるということから、いろんな魅力を情報提供する必要があるだろうということや、南部地域以外についても将来的な人口減少の予測が厳しい状況にあるということも含めて、県内全域での展開が必要であると認識しております。

〔13番 津村 衛議員登壇〕

○13番（津村 衛） 知事の思い、わかりました。ありがとうございます。

とはいえ、私たち南部地域といたしましては、これまで私たちの南部地域がしっかりと取り組んできたわけでもございました。それが、これまで南部地域活性化局で担当していただいたのが、今度は地域連携部が担うこととなります。そんな中で、これまで様々な取組も県南部でさせていただいておりますが、やはりこれからどうなっていくんだろうというのは少し心配するところでございます。

県南部は、2040年までに20歳から39歳の若年女性が半減し、行政機能の維持が難しくなると言われている消滅可能性都市にも挙げられている地域がたくさんございますし、移住対策は南部の自治体をかけた取組でもあります。

そういった面におきまして、これからの県の移住対策も含めまして、今後、南部地域への取組についてどのようにお考えなのかをお示しいただきたいと思っております。

○地域連携部南部地域活性化局長（森下幹也） これまで南部地域活性化局では、南部地域活性化推進協議会の中に移住・交流部会を設置しまして、各市町の担当者と移住促進の取組を進めてまいりました。

具体的には、空き家バンクの運用でありますとか田舎暮らし体験ツアーの実施、三大都市圏での相談会の開催、ポータルサイト「ええとこやんか三重」の運営などを行ってきました。こうした活動の中から南部のほうでも、求人バンクでありますとか空き店舗バンクといった新たな取組も生まれておりまして、サイト自体の閲覧件数も増加してきております。

そこで、今後の取組でございますが、新年度、東京に常設する予定の移住相談センターでは、常に地域の情報を発信できますし、相談者の細かなニ

ズを収集できることとなります。これは南部地域にとっても大きなチャンスだというふうに捉えております。

そこで、私どもとしましては、3年間、市町とともに取り組んできたノウハウがございます。それに、先ほど申しました移住相談センターの相談業務の中で得られる個々に異なる移住者のニーズを生かして、これまでの市町の取組がさらに充実するようにサポートしていきますとともに、地域と移住希望者をつなぐ交流の機会を創出するなど、地域が一体となって受け入れる基盤をつくってまいりたいと考えております。

こうした市町との連携した取組を進めることによりまして、南部地域が移住を希望される方々にとって常に選択肢の一つとなるよう、引き続き支援してまいりたいというふうに考えております。

〔13番 津村 衛議員登壇〕

○13番（津村 衛） ありがとうございます。

既に南部地域に移住してきていただいた方々の意見もいろいろと、話も聞かせていただきましたが、これまで自分たちが移住を希望したときに三重県だけがやはり情報が少なかったというふうな声も確かに聞いています。ですので、今回、東京に移住相談センターを設置するという事で、移住を希望する方々にとっての選択肢をしっかりとPRしていくというのは非常に大切なことであると思いますので、私自身は非常に応援をさせていただきたいなというふうに思っているところであります。

とはいえ、やはり移住相談センターを設置することだけが目的ではありませんし、それがゴールではありません。そうなりますと、やはり移住相談センターと、先ほど南部地域活性化局長も言われましたけど、地域との連携、地域の市町、あるいは地域の方々との連携であったり、情報交換、理解であったりというものが非常に、一番大切になってくると思います。ですので、そのことはしっかりとこれからも取り組んでいただきたいなというふうに思いますし、市町との連携といいましても、市町にはやはり移住対策だけで専従でできる方々ばかりではありませんので、そういうことも含めまして、広

域的なネットワークづくりにしっかりとサポートをしていただきたいというふうに思います。

さらには、やはり、既に移住してきた方々とこれから移住を考える移住希望者の方々との意見交換であったり交流というのがこれからは非常に大切になってくると思います。それこそが生きた声になると思います。移住希望者にとって、確かに何が一番魅力かといいますと、冊子とかパソコンで調べられるようなデータが必要だというわけではないそうです。やはり地域の生の声、そして、自分たちが行こうとしている地域のことをちゃんと教えてくれる人、これが一番移住希望者にとっては求めているサポートだというふうに伺っております。

そんなことも含めまして、やはりまずは、これから移住をしようとしている方々に対して既に移住してきている方々の協力も得て取り組んでいくというのが大事かなというふうに思います。

既に移住している方々を、例えば移住のアドバイザー的な役割を担っていただく、そういうことでしっかりと県と連携して移住対策を進めていくというふうなことに對しまして、南部地域活性化局長の御意見も聞かせていただきたいというふうに思います。

○地域連携部南部地域活性化局長（森下幹也） 御指摘の移住者と移住者、移住者と地域をつなぐ交流、先ほども少しお話をさせていただきましたけれども、非常に大事だと思っております、御指摘のとおりだというふうに思います。3月にもそういった会を計画しております、既に移住された方に対して、県外から移住を希望された方もおみえになるようでございますし、そういった取組はこれからもしっかりと続けてまいりたいと考えております。

〔13番 津村 衛議員登壇〕

○13番（津村 衛） ありがとうございます。

本当に地域としては移住対策というのは今一番力を入れていきたいというふうに思っていることだと思いますし、県としても力強い支援をお願いしたいとは思っています。

とはいえ、限られた本当に厳しい予算の中で、移住相談センターの運営には多額の税金を投入することになります。

この事業の成果目標とってしまいますと、やはり人数であったり、あるいは数字ではあらわれないものだというふうに思っていますし、この取組自体、息の長い取組になろうかと思えます。

そんな中で、最後に、東京に移住相談センターを設置して移住対策に取り組んでいくという上での強い決意をお願いしたいと思います。

○地域連携部長（水谷一秀） 本県が移住相談センターの設置を考えている東京のふるさと暮らし情報センターには全国各地の移住に関する情報が集まり、現在、1カ月で約1000件の移住に関する様々な相談が寄せられております。こうした相談者に、ぜひ三重県に興味を持っていただきたいと考えております。そのため、移住相談センターを開設した後は、本県への相談件数を目標にしておりまして、1カ月に100件を目指していきたいと考えております。

以上でございます。

〔13番 津村 衛議員登壇〕

○13番（津村 衛） これで終わりますが、ぜひともしっかりと取り組んでいただきたいなということを希望いたしまして終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（奥野英介） 本日の質問に対し、関連質問の通告が1件あります。

津村衛議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。11番 濱井初男議員。

〔11番 濱井初男議員登壇〕

○11番（濱井初男） 皆さん、改めましてこんにちは。新政みえ所属の濱井初男でございます。熊野古道につきまして、先ほど津村議員から質問がございましたことにつきまして関連質問をさせていただきます。

まず、熊野古道伊勢路を守る会、12月4日の私の一般質問の中で知事が御紹介いただきました。この熊野古道伊勢路を守る会は、昨年5月4日に、いわゆる宮川ルネッサンスにかかわる流域案内人の方、あるいは熊野古道伊勢

路の中でツヅラト峠から以北で活動されている方々、保存活動をされている方々、そして、地域おこしをされている方々、そういう方々が30人ぐらいお集まりになられて、熊野古道伊勢路を守る会という会を新たにつくられたわけでございます。今までが点であったところが線で結ばれたということでありまして、まさに地方創生の基本であるかなと、こんなふうに思えるわけでございます。

今日の質問は、この熊野古道伊勢路を守る会の方たちについての質問にさせていただきますと思います。

伊勢から熊野までをつないでいくというお話がございました。新たな戦略ということでございますけれども、約200キロメートルあるわけでございます。このことによって伊勢路を守っていくことにつながるわけでございます。

昨年におきまして、熊野古道伊勢路を守る会の方たちが、宮川流域ルネッサンス協議会と、そして、これは地域連携部の所掌でございますけれども、「美し国おこし・三重」の方、県の方々と一緒になって、熊野古道伊勢路旅、これをされました。6回でございましたか、されたわけでございますけれども、これをするときには当たりまして、まだまだ会そのものが新しい会でございますので、当然ながら県の方のコーディネート、あるいはサポート役としての参加がやっぱり必要だったわけなんです。そんなところでやっていただいて、大成功であったということでございます。多くの方が御参加いただいて、本当にきれいなところ、魅力たっぷりなところを歩いていただきました。これからずっと続けていきたいと、こんな思いもあるということでございます。

そして、自立あるいは自主的に活動していくということが、地方創生にとってもそうでございますが、基本でございます。しかしながら、やはりグループや熊野古道サポーターズクラブの皆様方、頑張ってくださいませけれども、それではとてもできない部分がある。先ほどの質問でも、ハード面でもそうございました。教育委員会のほうからは、文化庁の、いわゆる文化的遺産の景観事業でございますか、そういったものの補助をとりたい、ある

いは県でも助成をしていくというような大規模的な修繕等についてはそういうふうなところで活用しながらやっていただくというようなことでもございます。

しかし、やっぱりそれと同時に、人的なサポーター、コーディネーター役、これはどうしても必要でございます。中村欣一郎議員が12月に質問されました、「美し国おこし・三重」の6年の終了をもって甚だこれからが心配だと。稲垣議員も触れられました。人的な支援もやっぱりしていただかなあかんと思うんです。

どうしても市町をまたぐ、連携をしますとまたぐ場合がございますので、そういったときはやっぱり住民の方たちがなかなかそういう話をしづらい、あるいは、新しくそういった団体ができたときにはやはり行政に頼らざるを得ないといえますか、これから地方創生ですからますますそれが大事になってくると思うんです。ですから、そういった担当部署というのをはっきりさせていたいただきたいと思うんです。

今まで「美し国おこし・三重」の実行委員会ということで、県の方が伊勢と松阪のほうから出向いていただいて、先頭に立って歩いていただきました。本当に助かりましたし、頑張ってくださいました。ですから、こういう方たちも、やはり県として、県の役割として、やっぱり置いていただきたいなど、こんなふうに思いますので、この件につきまして御答弁をいただきたいと思います。

○**地域連携部南部地域活性化局長（森下幹也）** 熊野古道伊勢路を守る会につきましては、昨年の5月に設立をされまして、私どももその会議のほうにはオブザーバーとして参加をさせていただいておったわけですがけれども、熊野古道伊勢路の本質は伊勢から熊野まで全線にございますので、そういった方々の活動というものは本当にありがたいと思っておりますし、感謝もしております。

そこで、昨年5月の設立ということでございましたけれども、私ども、熊野古道アクションプログラムを改定しております、その協働会議のほうに

も御参加いただいておりますし、これからもいろんな情報も提供させていただくようになりましたので、しっかりと連携を図りながら私どもでやらせていただきたいというふうに考えております。

〔11番 濱井初男議員登壇〕

○11番（濱井初男） わかりました。

今までは地域連携部の所掌だったかなと思いますけれども、もちろん南部地域活性化局の方も応援をしていただいて、出てきていただいて、やっていただいたわけなのでよくわかっております。そういった窓口になるような方たち、いつも相談に乗っていただけるような窓口というのもちよっと門戸を開いて置いておいていただきたいと、こう思います。

これからまさに地方再生、進めていかなければならないときでございますので、こういった面からもサポート的な、あるいはコーディネート的な担当部署、これをしっかりと、例えばそれぞれの地域の総合事務所、そんなところへ置いていただくような形のものを身近なところに置いていただいて、相談に乗っていただけるような体制づくりをしていただきたい、このように思いますので、よろしくお願いを申し上げます、私の質問を終わらせていただきます。くれぐれもよろしくお願いいたします。（拍手）

○副議長（奥野英介） 以上で、本日の県政に対する質問を終了いたします。

これをもって本日の日程は終了いたしました。

明27日は定刻より、追加議案の上程を行います。

散 会

○副議長（奥野英介） 本日はこれをもって散会いたします。

午後3時9分散会